

道志村国土強靱化地域計画



道 志 村
平成 2 9 年 3 月



はじめに

わが国は、これまでに東日本大震災や熊本地震など数多くの大災害を経験し、その都度、多くの尊い人命が奪われ、莫大な損失を被り続けてきました。そして、災害の度に長い年月と費用をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」を繰り返し行ってきました。

このような事態を避けるためには、まずは人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築するという発想に基づく継続的な取り組みが重要となります。



このような理念から、国においては平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、平成 26 年 6 月には基本法に基づく、国土強靱化基本計画を策定しました。

本村においても、国・県と連携しながら、国道 4 1 3 号、県道 2 4 号の道路改良、土砂災害防止対策の推進、防災備蓄倉庫の整備などの防災対策を進めてきましたが、近年の異常気象による土砂災害や雪害など数々の災害に見舞われ、甚大な被害を被ってきました。

このため、今後、発生が予測される「大規模地震」（南海トラフ地震、首都直下型地震）、「富士山噴火」、「豪雨・豪雪」などの大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らない「強靱な地域」を構築するために「道志村国土強靱化地域計画」を策定しました。

今後は、本計画を強靱化に関する指針として活用し、国、県、関係機関と一体となって、総合的、計画的に強靱化の取り組みを推進していきます。

なお、計画の策定にあたっては、庁内検討委員会、外部策定委員会を組織し、現状の防災対策についての課題、施策の推進方針について慎重なる審議を行いました。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました道志村国土強靱化地域計画策定委員の皆さまに厚く御礼申し上げます。

平成 2 9 年 3 月

道志村長 長田 富也



第1章 「国土強靱化地域計画」の策定趣旨・計画の位置づけ	1
1. 策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の策定方法・推進期間	3
4. 地域強靱化の基本目標.....	4
5. 計画策定の基本方針.....	4
第2章 道志村の地域特性	5
1. 地 勢	6
2. 気 候	6
3. 人口構造	7
4. 産業 構造	7
5. 道路・交通	7
6. 土砂災害警戒区域等の指定状況	8
7. 過去の大規模自然災害.....	8
第3章 脆弱性評価の実施	9
1. 脆弱性評価の方法	10
2. 想定するリスクの設定.....	10
(1) 大規模地震.....	11
(2) 富士山噴火.....	13
(3) 豪雨・豪雪	14
3. 事前に備えるべき目標の設定	15
4. 起きてはならない最悪の事態の設定	16
5. 施策分野の設定	17
6. 脆弱性評価の結果	18

第4章 強靱化の推進方針 41

- 1. プログラムごとの推進方針42
- 2. プログラムの重点化65

第5章 資料編 67

- 1. 道志村国土強靱化地域計画策定までの経過68
- 2. 道志村国土強靱化地域計画策定委員会設置要綱69
- 3. 道志村国土強靱化地域計画策定委員会名簿71
- 4. 道志村国土強靱化地域計画庁内検討委員会名簿71



道の駅どうし 空撮

第1章 「国土強靱化地域計画」の策定趣旨・計画の位置づけ

1. 策定の趣旨 …………… 2
2. 計画の位置づけ…………… 2
3. 計画の策定方法・推進期間…………… 3
4. 地域強靱化の基本目標…………… 4
5. 計画策定の基本方針…………… 4



都留市消防本部 道志出張所

1. 策定の趣旨

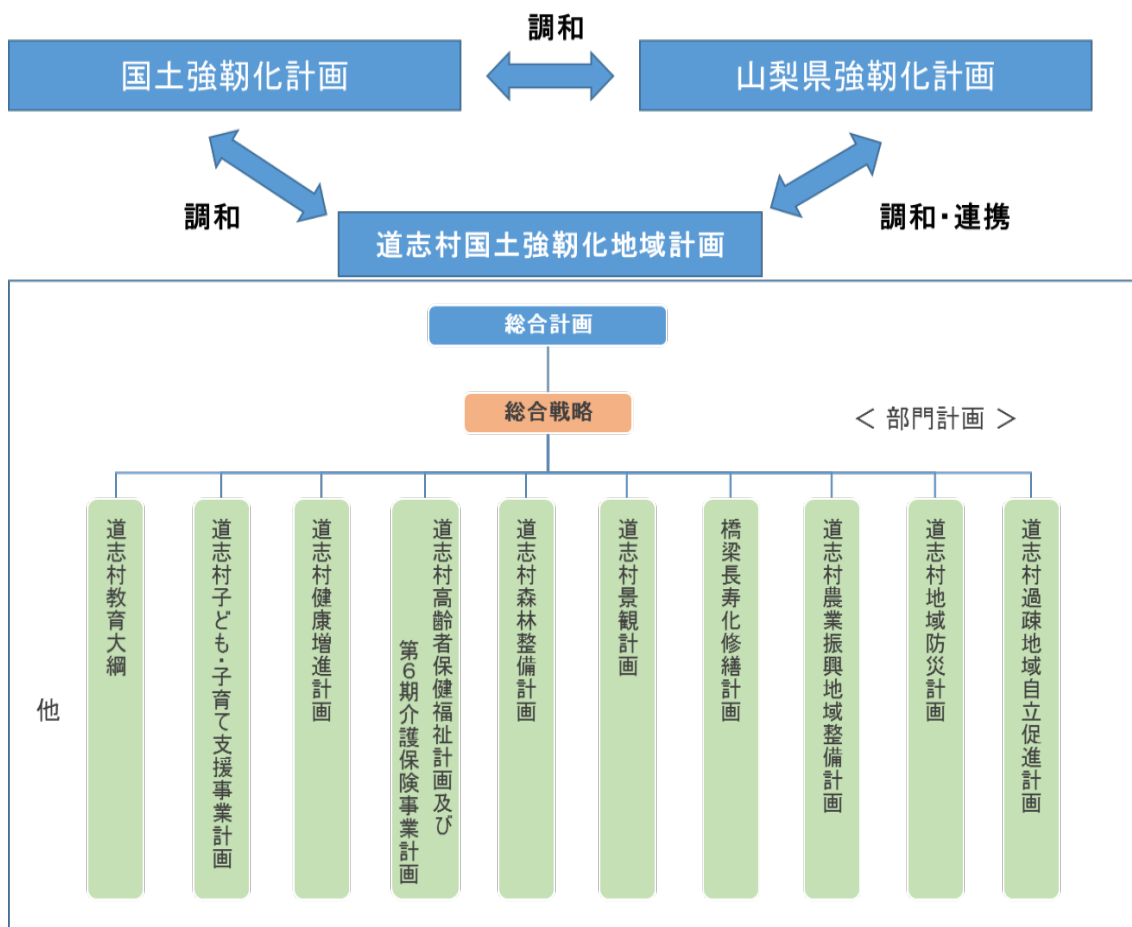
東日本大震災などの大規模自然災害の経験を通じ、平時から大規模自然災害への備えることが最重要課題であると認識されるようになった。国においては、平成25年12月に大規模自然災害に対し、防災・減災に資する国土強靱化基本法が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づく国土強靱化基本計画が策定された。

本村でも、今後30年以内の発生率が70%といわれる南海トラフ地震や首都直下型地震、富士山噴火、集中豪雨・土砂災害などの大規模自然災害に対し、村民の命を守り、地域経済が致命的な被害を受けず、災害に強く安心して暮らすことが出来る「強靱でしなやかな道志村」を目指し、国土強靱化地域計画を策定する。

2. 計画の位置づけ

本計画は国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画であり、本村の総合計画や地域防災計画など様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

また、同法第14条では、国及び県計画との調和を図ることとなり、国、県が策定する計画を踏まえた上で、本村の地域特性や取組み状況を考慮し、計画を策定する。



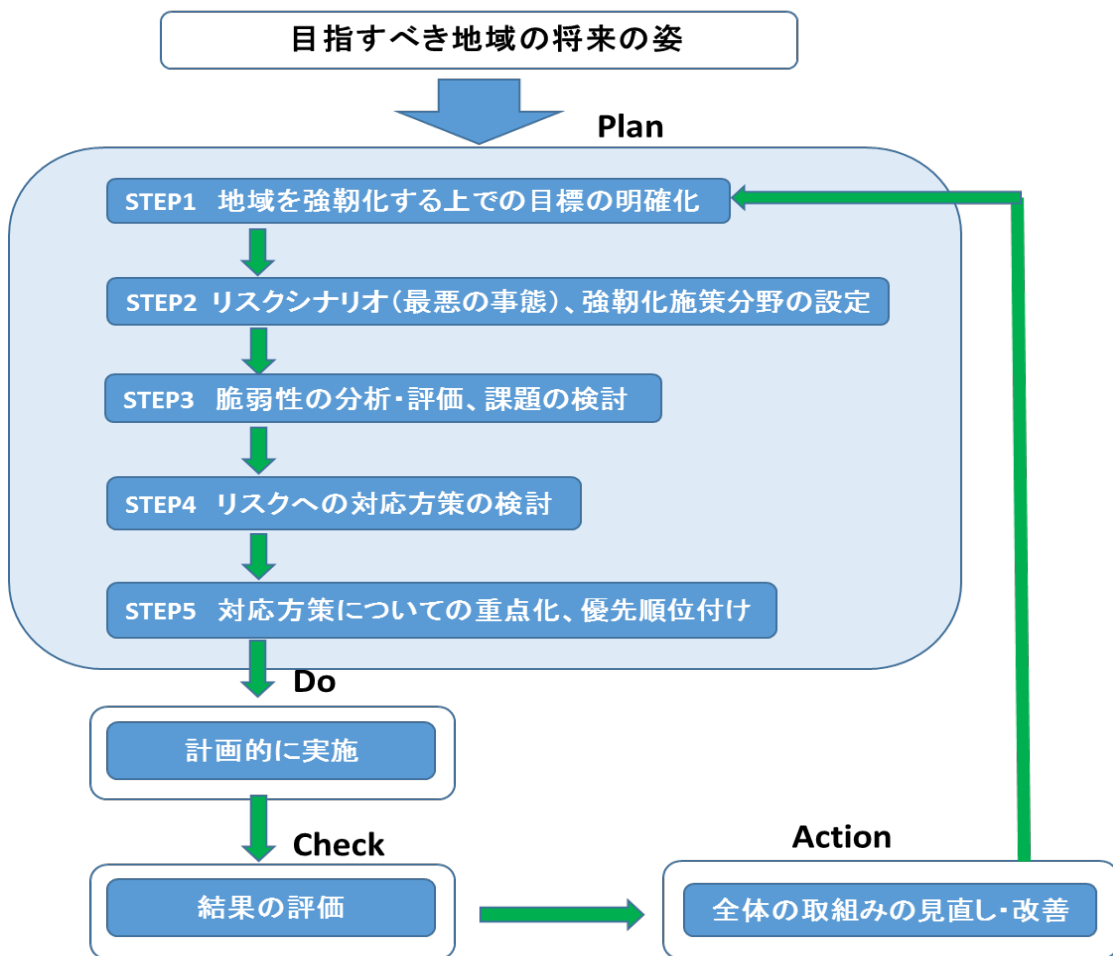
3. 計画の策定方法・推進期間

国土強靱化は、国や地域のリスクマネジメントであり、目指すべき将来の地域の姿（総合計画などの将来像）が、災害によって頓挫しないように、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、「現状の脆弱性を分析・評価」し、その結果に基づき「リスクに対する対応方策を策定」する。そして、対応方策について重点化、優先順位付けを行い、計画的に実施する。また、その結果を適正に評価を行い、PDCAサイクルを繰り返していくことで、強靱化の取組みを推進していく。

本計画は、国が用いたアプローチ方法を参考に、以下の図の流れに示すように計画を策定、推進する。計画の策定にあたっては、庁内検討委員会及び外部策定委員会（道志村国土強靱化地域計画策定委員会）を組織し、広く意見を聴取した上で実施する。

また、平成26年11月に公布された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、実施される地方創生の取り組みは、地域の豊かさを維持・向上させるという点で本計画と目的を共有していることから、相乗効果を高めるために、「道志村まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「道志村国土強靱化地域計画」は調和を図りながら推進していく。

本計画では、国土強靱化の推進について、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を示すこととし、平成29年度から平成33年度までの5年間で推進期間とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。



4. 地域強靱化の基本目標

本計画では、いかなる自然災害が発生しようとも、以下の4つの基本目標が達成できるよう国土強靱化の取組みを推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 村民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

5. 計画策定の基本方針

本村は、周囲を山々に囲まれ、急傾斜地の崩壊、土石流の危険性がある場所が多い。今後、想定される大規模地震、火山噴火、豪雨・豪雪などの自然災害に対し、災害を軽減し、早期復旧を図る上で、以下を基本方針として国土強靱化地域計画を策定する。

- (1) 分野間、関係機関との連携強化
 - 施策分野間の連携強化
 - 国、地方自治体の連携の強化
- (2) ハード、ソフト対応の適切な組み合わせ
 - 施設の耐震化等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト施策を適切に組み合わせ、効率的・効果的に施策を推進
- (3) 平時に活用できる施策の有効利用
 - 教育の一環として災害時にも応用できる環境教育
 - 公共施設やインフラ整備等においては、有事に活用される対策を考慮する
- (4) 住民、民間事業所との連携
 - 人のつながりやコミュニティ機能の向上
 - 各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備
 - 行政・民間事業所・住民が連携・協力しながら強靱化の取組みを推進
- (5) 地域特性に応じた施策の推進
 - 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること
 - 地域活性化等に繋がり、持続的成長の促進に寄与する取組みであること

第2章 道志村の地域特性

1. 地勢	6
2. 気候	6
3. 人口構造	7
4. 産業構造	7
5. 道路・交通	7
6. 土砂災害警戒区域等の指定状況	8
7. 過去の大規模自然災害	8



道の駅どうし

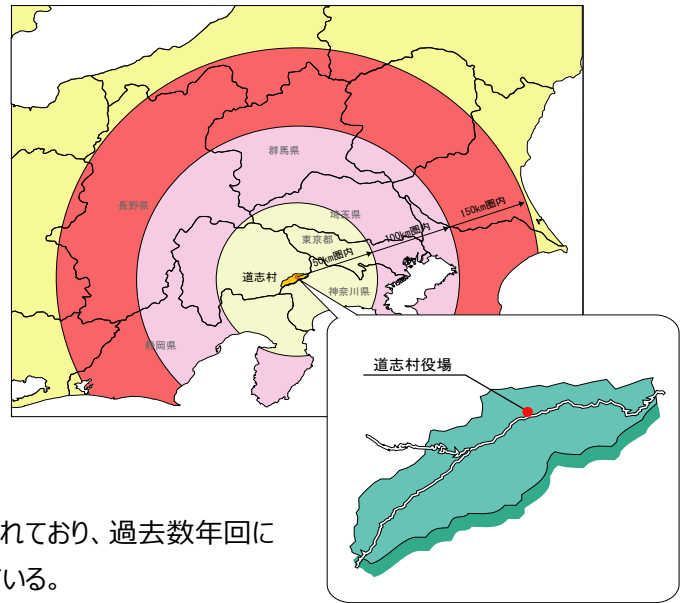
第2章 道志村の地域特性

1. 地勢

本村は山梨県の東南部に位置し、村の北部には御正体山、今鞍山、菜畑山、赤鞍山が連なり、南部は丹沢山塊の山伏峠、菰釣山、大界木山、加入道山、大室山といった1,500m級の山々がそびえる。

村の中央部には西南端の山伏峠に源を発する道志川が東に流れ、28kmの流程を経て相模湖に注いでいる。この川沿いに20あまりの集落があり、標高400m～820mの山間に居住している。

また、道志川に沿って活断層の存在が推定されており、過去数年間にわたり、マグニチュード5～6級の地震が発生している。



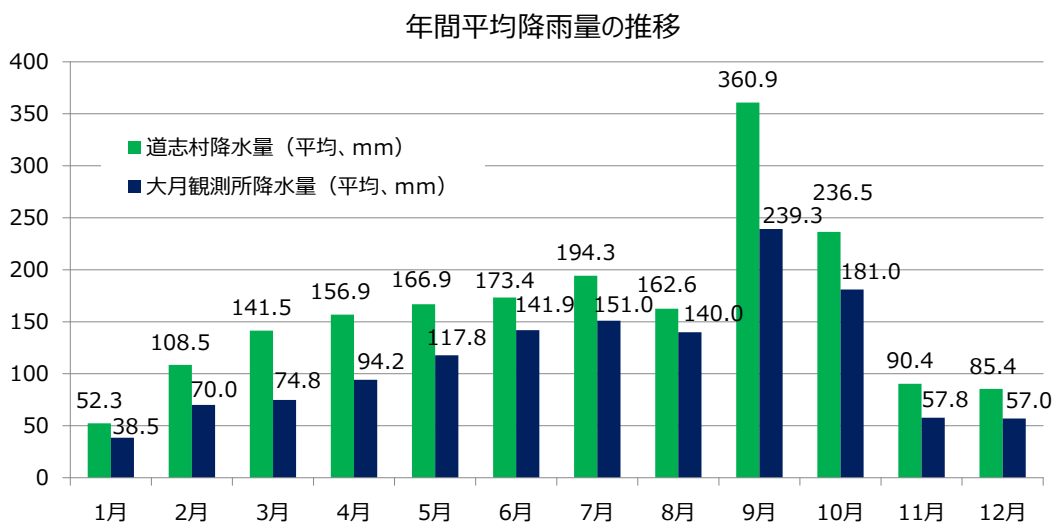
東西	南北	面積	人口	世帯
28 km	4 km	79.68km ²	1,777人	620

出典：国土地理院、道志村住民基本台帳(平成28年4月時点)

2. 気候

本村の気候は、山間部にあるため、年間平均気温が11.1度と低く、平成17年から平成26年の年間降水量の平均は1,929mmと県内と比較して多雨地域である。また、年間累積積雪量は80cm程度である。

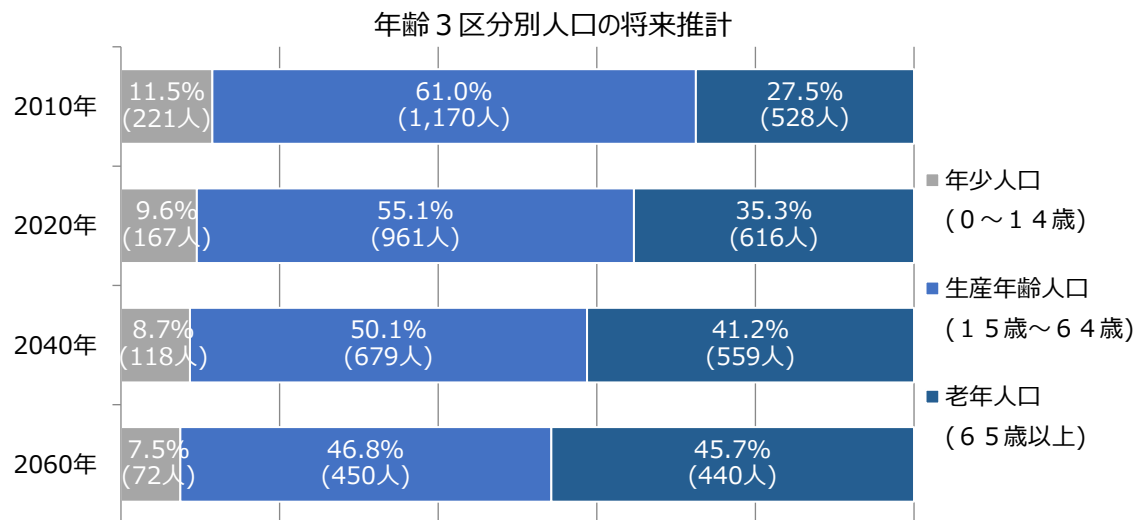
近年では異常気象による大雨・大雪が発生しており、急傾斜地に囲まれた地形であることから、土砂災害などの危険性が高い地域である。



出典：水源林管理所データ、気象庁ホームページ

3. 人口構造

本村の人口は、平成28年4月1日時点で人口1,777人、世帯数620世帯となっている。道志村人口ビジョンによる将来人口推計では、2040年には人口が1,357人まで減少し、年少人口が8.7%、老年人口が41.2%になるなど、今後、少子高齢化と人口減少が急速に進むことで、災害時における絶対的な人手不足となる可能性が高い。



出典：道志村人口ビジョン(H27)

4. 産業構造

平成22年の国勢調査では本村の就業者人口は、第一次産業9.1%、第二次産業39.6%、第三次産業50.6%となっており、本村にある144事業所の内訳では、宿泊業・飲食サービス業が38.9%を占めるなど、観光産業が本村の主要な産業となっている。また、京浜地域からのアクセスの良さと道志川を中心とした美しい自然を有することから、年間100万人を超える観光客で賑わっている。

5. 道路・交通

本村の主要道路は、国道413号と県道24号であり、京浜地域と富士五湖地域を結ぶ道路として、1日の交通量は行楽シーズンには1万台を超える。特に、「道の駅どうし」の整備と「富士山の世界文化遺産」への登録を期に交通量は増加傾向にある。

しかし、国道413号は幅員が狭い箇所、急カーブが多い道路であり、歩道の未整備区間も多いことから、災害時の避難路の安全や物資輸送道路の確保等に課題を抱えている。

また、県道24号は、本村と都留市及び富士急行電鉄駅、中央自動車道都留ICを連絡する幹線道路であり、村民の通勤・通学などの日常利用が多い路線であるが、急勾配、急カーブの多い道路である。

本村は、近年、交通量の増加とともに、自転車の通行量も増加傾向にあることから、交通事故が多発するなど道路・交通に課題がある地域である。

第2章 道志村の地域特性

6. 土砂災害警戒区域等の指定状況

本村では土砂災害防止法に基づき、平成23年3月から土砂災害警戒区域の指定が順次進められている。急傾斜地の崩壊は272箇所（特別警戒区域268箇所）、土石流は98箇所（特別警戒区域91箇所）の計370箇所（特別警戒区域359箇所）が指定されている。また、山地災害危険地区では、崩壊土砂流出箇所67箇所、山腹崩壊箇所7箇所が指定されており、土砂災害の発生の恐れがある箇所が数多く存在している。

7. 過去の大規模自然災害

本村に影響があったと推測される過去の大規模自然災害は次表に示すように、「富士山噴火」、「東南海地震」、「関東大地震」などである。また、近年では、異常気象に伴う台風、集中豪雨、大雪による災害が増加しており、土砂災害による家屋・農業用資器材等への被害なども起こっている。

過去の大規模自然災害一覧

災害発生年	災害種別	被害状況
1707（宝永4）年	噴火	宝永大噴火（富士山の大規模噴火）
1854（嘉永7）年	地震	安政東海地震M8.4（県内M5.3）
1923（大正12）年	地震	関東大地震（甲府M6）、県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、液状化現象3箇所
1944（昭和19）年	地震	東南海地震（M7.9 甲府M5）で甲府にも被害
1976（昭和51）年	地震	山梨県東部を震央とする地震（M5.5）、県東部で住宅等一部破損77棟、道路22箇所、田畑31箇所、農業用施設79箇所等の被害
1983（昭和58）年	地震	山梨県東部を震央とする地震（M6.0）、県東部を中心に19市町村で被害。特に大月市に集中、負傷者5人。被害総額3億5,000万円
1998（平成10）年	大雪	県下に3日間にかけての積雪が、甲府で49cm、山中湖で120cmなどを記録、死者3名
2011（平成23）年	地震	静岡県東部を震源とする地震（M6.4）、山中湖村で震度5強を観測。県東部では住宅3棟、非住宅3棟が一部損壊、負傷者1名
2011（平成23）年	台風	台風12号、台風15号は道志村で合わせて1,000mmを超える記録的な大雨となり、家屋半壊1件
2014（平成26）年	大雪	大雪災害、積雪量は道志村で120cm～150cm。家屋一部損壊38件、半壊1件、農業施設全壊17件

出典：山梨県国土強靱化計画（H27）、道志村地域防災計画（H24.修正版）

第3章 脆弱性評価の実施

1. 脆弱性評価の方法	10
2. 想定するリスクの設定	10
3. 事前に備えるべき目標の設定	15
4. 起きてはならない最悪の事態の設定	16
5. 施策分野の設定	17
6. 脆弱性評価の結果	18

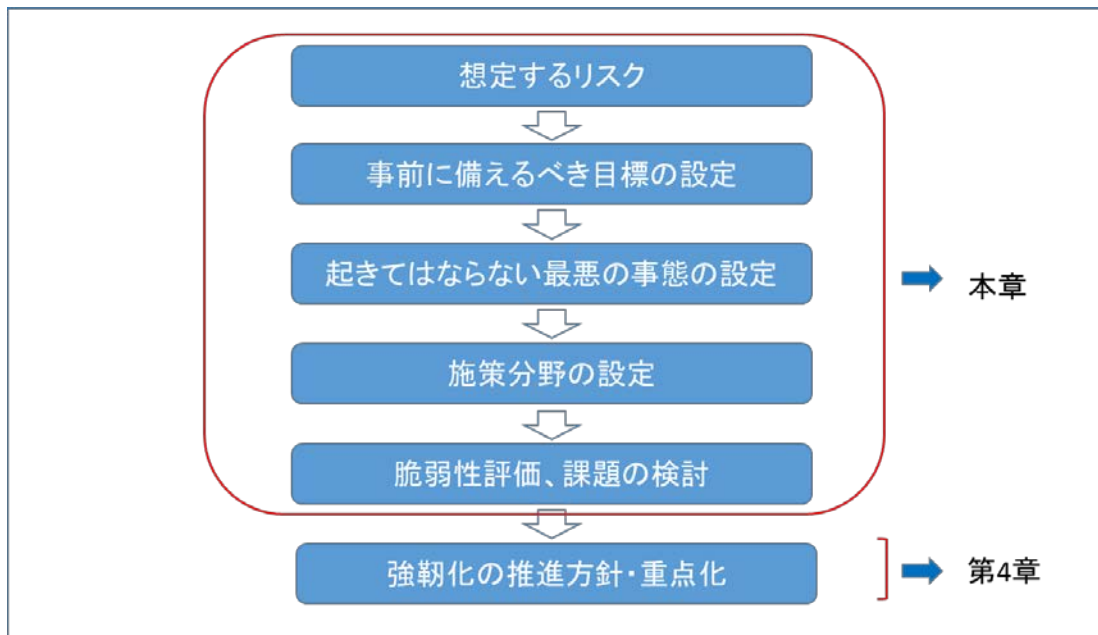


大空指ヘリコプター離着陸場

1. 脆弱性評価の方法

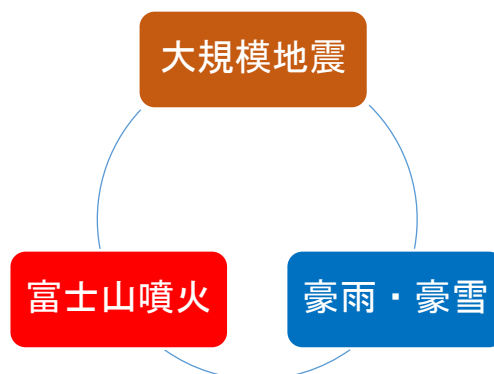
大規模自然災害等に対する脆弱性を評価することは、いわば、村の健康診断であり、リスクに対して現状のどこに脆弱性があるかを改めて検討するものである。つまり、本村の国土強靱化に関する施策を策定し、効率的・効果的に推進する上では必要不可欠なプロセスである。

脆弱性評価に当たっては、国が実施した評価手法を参考に、以下のような手順で行う。



2. 想定するリスクの設定

本計画で対象とする大規模自然災害等のリスクは、今後30年以内の発生確率が70%程度とされている南海トラフ地震、首都直下型地震などの「大規模地震」、富士五湖地域を中心に溶岩流、降灰など大きな被害が予想されている「富士山噴火」、近年の集中豪雨などの異常気象による土砂災害の発生が予想される「豪雨・豪雪」の3つを想定する。



(1) 大規模地震

① 南海トラフ地震

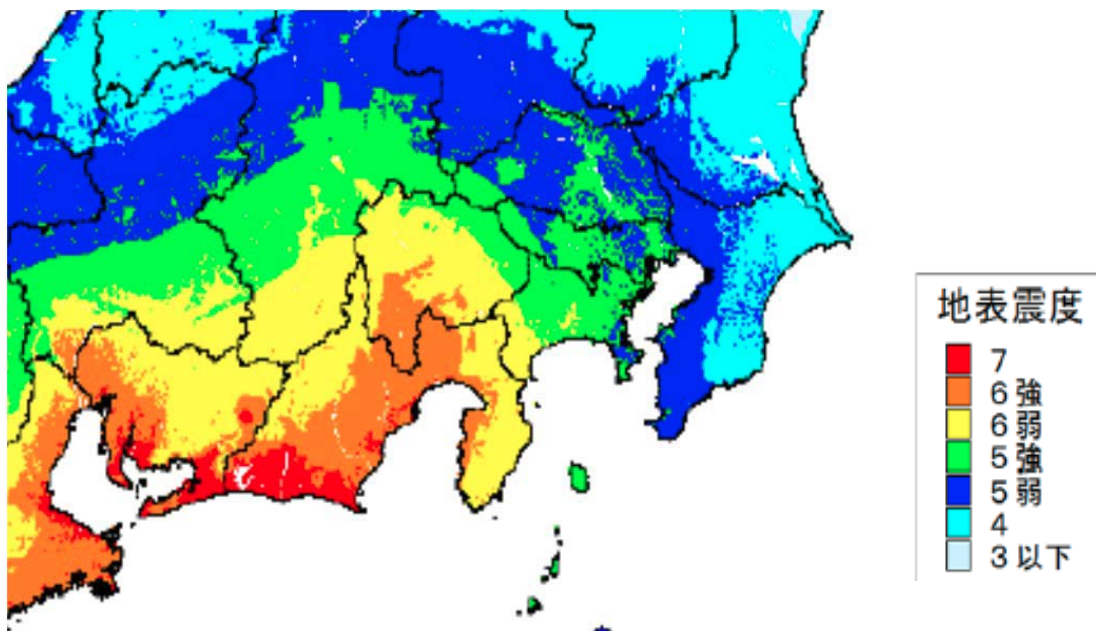
本村は南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、地震防災対策を推進する必要がある「防災対策推進地域」に指定されている。本村の最大震度は6弱程度と想定されており、多数の土砂崩れの発生及び家屋・農業用資器材の倒壊が発生する可能性が高い。

南海トラフ地震による山梨県の被害想定

被害	内容	件数
建物の倒壊	揺れによる建物の倒壊	5,900件
	液状化による被災	700件
死者数	建物倒壊による死者数	400人
ライフラインの被害	被災直後の上水道の断水人口	570,000人
	被災1週間後の断水率	32%
	停電件数	560,000件
	不通回線数	190,000回線
	不通回線率	89%
避難者の発生	避難者	-
土砂崩れの発生	孤立集落	55

出典：南海トラフ巨大地震 関東ブロック地域対策計画（H26）

南海トラフ地震による地表震度想定



出典：南海トラフ巨大地震 関東ブロック地域対策計画（H26）

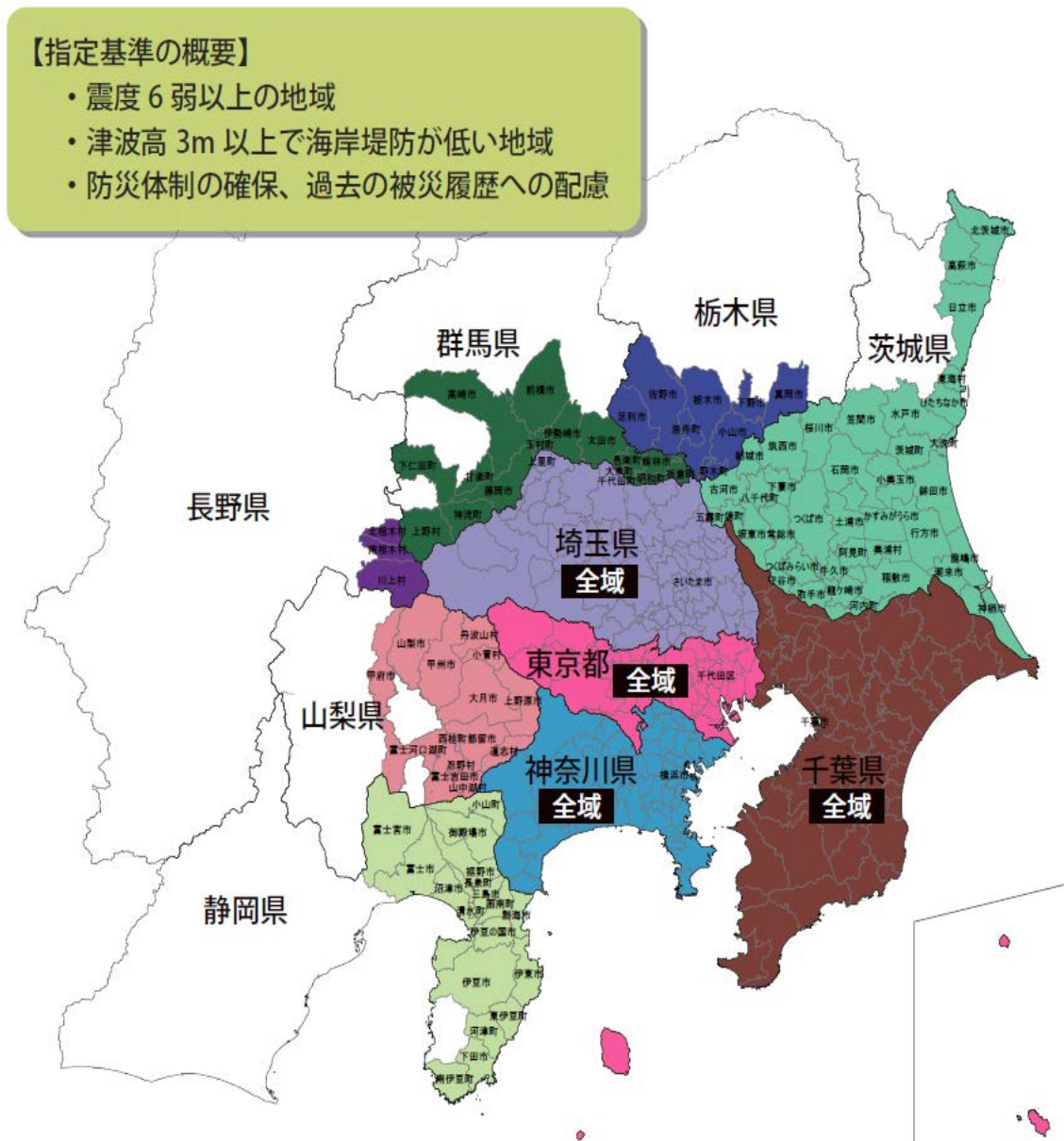
第3章 脆弱性評価の実施

② 首都直下型地震

本村は首都直下型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずる恐れがあるため、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条第1項における地震防災対策を推進する必要がある「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

本村は震度6弱以上の地域として想定されており、南海トラフ地震と同様に、多数の土砂崩れの発生及び家屋・農業用資器材の倒壊が発生する可能性が高い。また、都市部から地方部への避難路として国道413号、県道24号が集中的に利用されることで、交通渋滞が起こることが想定される。

首都直下型地震緊急対策区域



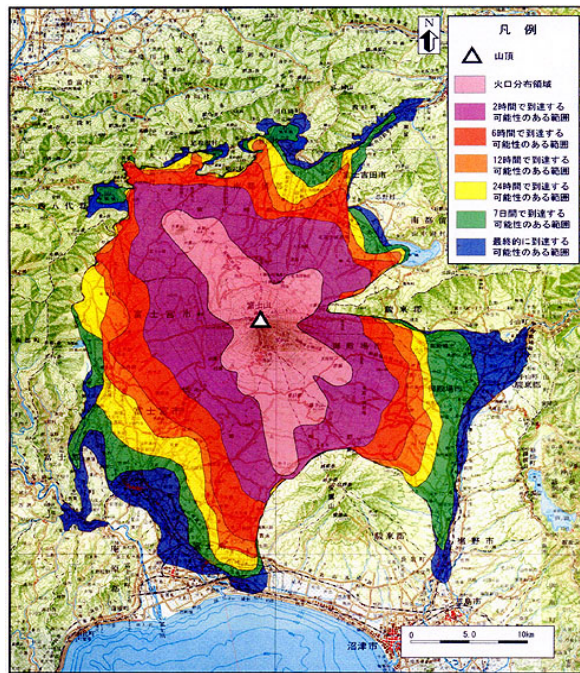
出典：首都直下地震対策に係る区域等の指定 内閣府中央防災会議

(2) 富士山噴火

本村は溶岩流のハザードマップには含まれていないが、1707年の宝永大噴火を想定した場合、本村に大きな影響を及ぼすものは降灰である。富士山ハザードマップによると、道志村は30～50cmの降灰の可能性がある。

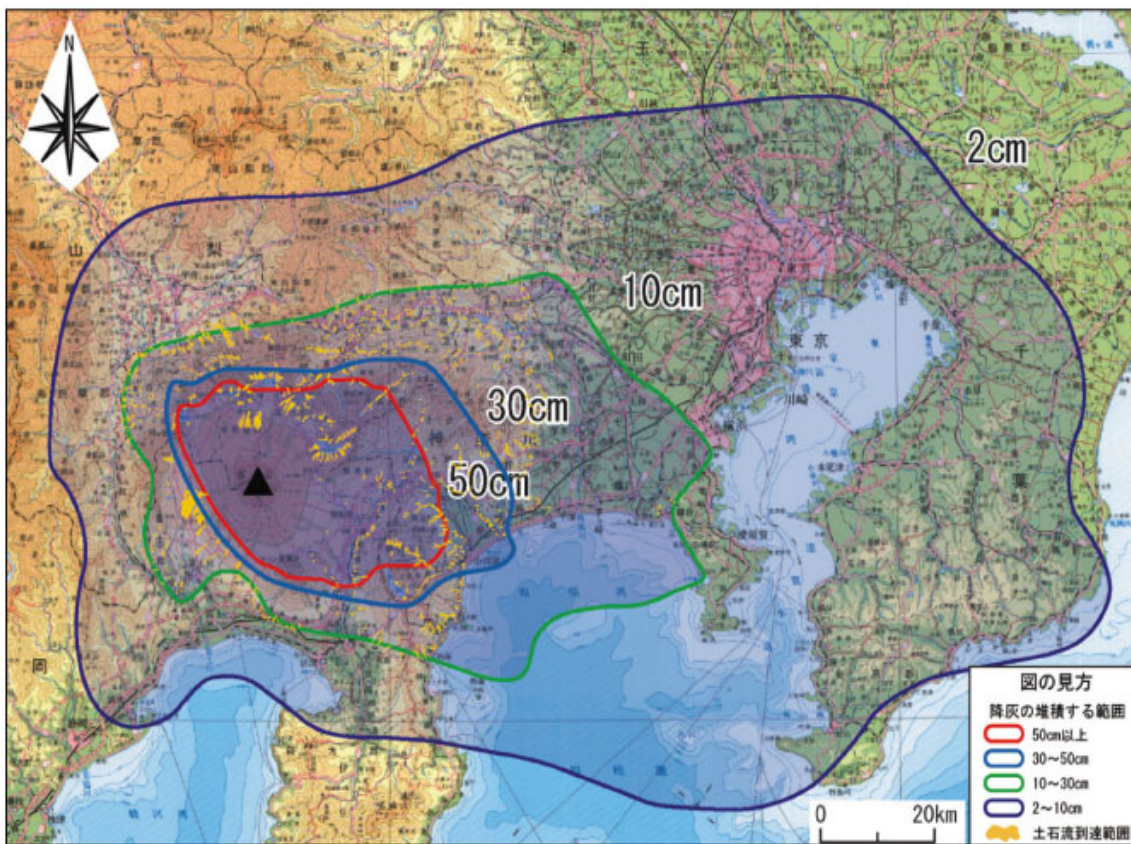
また、降灰後の降雨によって土石流の発生や、農作物等への被害が増加することが想定される。その他、富士五湖地域からの避難路として、国道413号が利用されることで、渋滞する可能性があることや、大量の帰宅困難者が発生することが予想される。

富士山噴火に伴う溶岩流の想定範囲



出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（H16）

富士山噴火に伴う降灰の想定範囲



出典：富士山ハザードマップ検討委員会報告書（H16）

第3章 脆弱性評価の実施

(3) 豪雨・豪雪

本村は土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域の指定が順次進められており、急傾斜地の崩壊は272箇所（特別警戒区域268箇所）、土石流は98箇所（特別警戒区域91箇所）の計370箇所（特別警戒区域359箇所）が指定されている。

このように、豪雨・豪雪による土砂崩れ、雪崩の発生の恐れがある箇所が数多く存在している。

近年では、平成23年に発生した台風12号、15号は合わせて1,000mmを超える記録的な大雨となり、大雨洪水暴風警報及び土砂災害警戒情報が発令され、避難者は合わせて99世帯、235名となった。また、土砂崩れによる家屋の半壊が1件、国道413号線の一部崩落など大きな被害となった。

豪雪については、平成26年2月の大雪では積雪量は役場前120cm、積雪が多い場所（山中湖方面）150cmを記録した。主要幹線道路である、国道413号及び県道24号は通行規制が解除されるまでに1週間を要した。また、家屋の一部損壊38件、半壊1件、農業施設全壊17件の被害が発生するとともに、孤立集落が多数発生した。

今後も、異常気象による「豪雨・豪雪」が発生することが、想定されることから、土砂災害等による家屋等への被害及び国道413号、県道24号の通行止めにより村全体が孤立する可能性が高い。

台風による国道413号の陥没



台風による土砂崩れ



大雪による家屋等の倒壊



大雪の除雪作業の状況



3. 事前に備えるべき目標の設定

想定する大規模自然災害に対して、本村における国土強靱化を推進する上で、事前に備えるべき目標を次の通り設定する。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価の実施

4. 起きてはならない最悪の事態の設定

「事前に備えるべき8つの目標」に対して、20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。これは国の基本計画で設定された45の事態及び山梨県強靱化計画で設定された30の事態を参考に、本村の地域特性を勘案した上で設定した。

事前に備えるべき目標（8）		起きてはならない最悪の事態（20）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生
		1-2	富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-4	豪雪による建物等の倒壊・雪崩で多数の死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れで多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	食料・飲料水等、必要な物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	警察・消防等の被災等による救助活動等の絶対的不足
		2-4	多数の避難者・帰宅困難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態
		2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大量発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	情報通信の長期停止により災害情報が伝達不能な事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害等による経済活動の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。	6-1	ライフライン（電気、石油、ガス）の供給機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	主要な交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	地震火災による住宅密集地の延焼拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材が絶対的に不足する事態

5. 施策分野の設定

脆弱性評価は強靱化に関する施策の分野別に行うこととされており（基本法第17条第4項）、国の基本計画及び山梨県強靱化計画を参考に、個別施策分野として①行政機能、②住宅・環境、③保健福祉・医療、④教育・保育、⑤産業、⑥国土保全・交通の6分野、横断的分野として①リスクコミュニケーション、②老朽化対策、③地域振興の3分野を設定した。

	施策分野	分野ごとの主な施策例	担当課
個別 施策 分野	1. 行政機能	<ul style="list-style-type: none"> 行政・消防施設の防災機能強化 情報通信手段の多重化、高度化 消防水利の拡充、消防資機材の整備 	総務課
	2. 住宅・環境	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化、出火防止対策の促進 防災備蓄倉庫の整備、支援物資の備蓄 応急仮設住宅、避難所の運営支援 水道、浄化槽の維持・管理 	総務課 住民健康課 産業振興課
	3. 保健福祉・医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療・福祉施設の防災機能強化 災害時医療、搬送体制の整備 感染症予防対策、衛生環境の向上 	住民健康課
	4. 教育・保育	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育・社会体育施設の防災機能強化 防災教育・避難訓練の実施 	住民健康課 教育委員会
	5. 産業	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所の防災機能強化 観光産業の活性化、農林業の基盤整備 事業継続計画の策定支援、避難訓練の実施 	総務課 産業振興課
	6. 国土保全・交通	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター離着陸場の整備 県道都留・道志線道坂トンネルの建設促進 道路改良・橋梁の長寿命化の実施 土砂災害防止対策の推進 	総務課 産業振興課
横断的 分野	1. リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する防災教育、防災訓練の実施 土砂災害ハザードマップの周知 自主防災組織の活性化 	総務課
	2. 老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理・耐震化の実施 道路改良・橋梁の長寿命化の実施 水道施設の耐震化、水道管の更新 	総務課 産業振興課
	3. 地域振興	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅どうしの防災機能強化 横浜市との友好交流事業の実施 観光地としてのブランド力の強化 	総務課 産業振興課 ふるさと創生推進室

6. 脆弱性評価の結果

脆弱性の評価・分析にあたっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群を「プログラム」とし、次に各プログラムを構成する施策分野ごとに現状と課題を分析、整理を行った。

このとき、以下の脆弱性評価のポイントを考慮して評価を行った。また、各プログラムの現況を把握するために、プログラムと関連性が高く、事態回避に寄与する項目を「現況参考値」として設定した。

(1) ハード・ソフト対策の適切な組み合わせと重点化

大規模自然災害の発生に対して、公共施設、道路の整備といったハード施策と防災訓練・防災教育といったソフト施策を適切に組み合わせる取り組みを必要とあり、実施主体の財源に限りがあることを踏まえ、この取り組みをできるだけ効果的・効率的にするためには、施策の重点化を図りつつ、計画規定に国土強靱化を推進していく必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保

施設の整備、システム等において、いかなる災害が発生しようとも機能を維持することが必要であることから、代替施設の確保、システムのバックアップ等、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(3) 国・県・民間等との連携

国土強靱化を推進していくためには、村の取り組みだけでは不十分であることから、国・県・民間事業所等と情報共有を行い、連携を図っていく必要がある。

(4) 地域特性に応じた施策の推進

本村は、大雨による土砂崩れ、大雪、富士山噴火、地震など数多くの自然災害の危険性があることから、これらの災害それぞれに対する防災対策を講じていくことが重要である。

また、本村は京浜地域からのアクセスの良さと道志川を中心とした美しい自然を有することから、キャンプ場・民宿などの観光産業が盛んになっている。また、美しい水を活かしてクレソンの出荷量は日本一となっている。

災害によりこうした観光・農業産業が衰退することは、本村の経済活動の停滞及び人口流出の原因となる恐れがあることから、人命の保護を最優先としつつ、これらの産業基盤を守ることも重要である。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1)	「地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生」
施策分野	
行政機能 【総務課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設（役場庁舎、公民館）の耐震化及び室内安全対策が不十分であるため、耐震改修等を実施する必要がある。 Jアラート自動起動装置や防災行政無線のデジタル化等の整備を行っているが、継続して情報伝達手段の多重化・高度化を図る必要がある。
住宅・環境 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、民間事業所の耐震診断の実施、耐震改修が不十分であるため、地震により倒壊する可能性が高い。特に、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前の木造住宅においては耐震診断を実施し、必要に応じて、耐震改修の実施をする必要がある。 村営住宅は全ての施設で新耐震基準を満たしているが、定期的な点検及び必要な修繕等を計画的に実施する必要がある。 地震発生時の人的被害軽減のために、住宅、民間事業所において家具の転倒、転落防止対策などの室内安全対策を実施する必要がある。
保健福祉・医療 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉施設は全ての施設において、新耐震基準を満たしているが、室内安全対策の強化を図る必要がある。
教育・保育 【住民健康課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 教育、保育施設は道志小学校の建設工事の完了に伴い、全ての施設において、新耐震基準の建物となっており、室内安全対策を行っている。 社会体育、学校教育施設（体育館）の非構造部材の耐震化ができていないため、非構造部材の点検及び耐震化を行う必要がある。 教育、保育施設では、定期的な避難訓練・防災教育を行っており、保護者への引渡し訓練など連携を行える体制を整えている。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 民宿、キャンプ場などの民間事業所が約50施設あるため、耐震診断の実施や観光客の避難誘導・情報伝達訓練等を実施する必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。 避難路として活用するために、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する必要がある。
リスクコミュニケーション 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の実施や土砂災害ハザードマップの周知を行う必要がある。また、自主防災組織の活動を活性化させ、住民の防災意識の向上を図る必要がある。
老朽化対策 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準以前の建物については、耐震診断の実施及び耐震改修の促進を図る必要がある。

第3章 脆弱性評価の実施

現況参考値	H28
公共施設（役場庁舎・公民館）の耐震化率（10施設）	40%
消防庁舎の耐震化率（1施設）	100%
指定避難所の耐震化率（13施設）	92%
住宅の耐震化率	71.5%
新耐震基準以前の木造住宅の状況	316戸
村営住宅の耐震化率（3施設）	100%
医療・福祉施設の耐震化率（2施設）	100%
教育・保育施設の耐震化率（4施設）	100%
教育・保育施設の非構造部材の耐震化率（4施設）	100%
社会体育・学校教育施設(体育館)の耐震化率（4施設）	100%
社会体育・学校教育施設(体育館)の非構造部材の耐震化率（4施設）	0%
学校給食センターの耐震化率（1施設）	100%
教員住宅の耐震化率（1施設）	100%
教育・保育施設における避難訓練の実施状況	100%
教育・保育施設における災害対応マニュアルの整備状況	100%

※ 公共施設（役場庁舎・公民館）には公民館に類する施設である「善之木地区コミュニティーセンター」、「神地林業集会場」、「水源の郷やまゆりセンター」、「川原畑生活改善センター」、「道志村集いの家」、「みなもと体験館道志・久保分校」を含む。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-2)	富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生
施策分野	
行政機能 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 富士山火山防災対策協議会と連携を行い、被害想定 of 把握に努めるとともに、住民に対する情報伝達、避難体制の整備を行う必要がある。 富士山噴火を想定した地域防災計画に見直しを行う必要がある。
住宅・環境 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 火山灰により、浄水施設が機能不全に陥った場合に、飲料水の確保が難しくなる可能性がある。
保健福祉・医療 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 交通障害により、緊急搬送が必要な患者の二次医療圏への搬送、医薬物資の確保に課題がある。
教育・保育 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 村外に通学している高校生が交通障害により、帰宅困難になる可能性が高い。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 火山灰により森林、農地が荒廃する可能性が高く、荒廃林地・農地の増加により土砂崩れなどの二次災害の発生リスクが高まるとともに、農林業への長期的な影響が懸念される。 観光施設に大量の帰宅困難者が発生する可能性が高い。また、村外通勤者が交通障害により、帰宅困難者になる可能性が高い。 火山灰により、道志川が汚染することで、川魚の死滅など生態系に悪影響がでる可能性が高い。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 富士山周辺から避難者が集中することによって、国道413号、県道24号に交通渋滞が発生する可能性が高い。また、火山灰の蓄積による交通障害の発生も危惧されることから、火山灰の撤去を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。 火山灰が急傾斜地に蓄積した場合に、大雨により、土砂崩れなどの二次災害を発生させる危険性が高い。
リスクコミュニケーション 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 富士山火山防災対策協議会、気象庁等の専門機関と連携を行い、富士山噴火に伴う被害想定 of 把握及び住民に対する周知を行う必要がある。 富士山噴火に係る広域避難訓練を近隣市町村と実施する必要がある。
地域振興 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 富士山噴火が長期化した場合に、富士五湖を中心とした、観光業全体が停滞・衰退する可能性がある。

現況参考値	H28
富士山噴火広域避難訓練の実施状況（年）	0回
農地台帳の整備状況	100%
林地台帳の整備状況	0%

第3章 脆弱性評価の実施

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-3)	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
施策分野	
行政機能 【国・県】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害ハザードマップの作成及び全世界配布を実施し、住民に対して土砂災害の危険箇所の周知を実施しているが、認知度が低いなどの課題がある。 土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区の指定を県と連携しながら、進めていくとともに、緊急性の高い地域から、土砂災害防止対策を進めていく必要がある。 土砂災害警戒区域内にある公共施設については、土砂災害防止対策の整備もしくは施設の移転等を行う必要がある。 防災行政無線を使用した情報伝達訓練を実施するとともに、避難情報の発令に関するマニュアルの再整備を行う必要がある。
保健福祉・医療 【国・県】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉施設は土砂災害の危険性が高い地域にあることから、県と連携しながら、土砂災害防止対策を行う必要がある。
教育・保育 【国・県】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設は土砂災害の危険性が高い地域にあることから、県と連携しながら、土砂災害防止対策もしくは施設の移転等を行う必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 村内全域で山林の崩落箇所が多数あるため、県と連携し土砂災害防止対策を進めているが、山林所有者に理解を得られない箇所が多く、整備が不十分である。 道路の寸断により、孤立集落及び帰宅困難者が発生する危険性が高いため、国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 地域の土砂災害危険箇所の情報共有を目的に、防災訓練で土砂災害ハザードマップを活用した図上訓練を継続して実施するなど住民への周知を徹底していく必要がある。

現況参考値	H28
土砂災害ハザードマップの作成・配布状況	100%
土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定状況	370(359)カ所
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況	1件

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-4)	豪雪による建物等の倒壊・雪崩で多数の死傷者の発生
施策分野	
行政機能 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 大雪が想定される場合に、早期に避難情報等の発令を行うなど、孤立集落が発生する前の事前対応体制を整備する必要がある。 食料、飲料水等の災害救援物資の提供に係る災害協定及び物資の輸送に係る災害協定の締結に向けた協議を行う必要がある。 大雪を想定した地域防災計画に見直しを行う必要がある。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 大雪の影響による交通障害のため、食料、生活必需品、燃料等が不足する可能性が高い。
保健福祉・医療 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 大雪の影響による交通障害のため、医薬品等の不足に伴い医療・福祉サービスが提供できなくなる可能性がある。 社会福祉協議会が中心となって、暮らしの支え合い事業を活用した雪かきボランティアの登録・派遣を行っているが、人材が不足しているなどの課題がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号、村道等の主要生活道路の除雪体制について国、県、建設事業者と連携しながら強化するとともに、主要な公共施設のサービスを早期に再開できるようにする必要がある。
地域振興 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 農業用ビニールハウス等の倒壊により、農家の生産能力が低下する可能性が高いため、復旧に向けた支援体制の整備を行う必要がある。また、平時から農道、農業用水路などの農業基盤の整備、農業の6次産業化などの農業支援を推進する必要がある。

現況参考値	H28
暮らしの支え合い事業のボランティア登録者数	47名
災害時の物資等の輸送に係る協定の締結状況	0件
災害時の生活支援物資の提供に係る協定の締結状況	0件
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況【再掲】	1件

第3章 脆弱性評価の実施

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-5)	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れで多数の死傷者の発生
施策分野	
行政機能 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 情報伝達手段が多様化する中で、地震・噴火・風水害などの災害情報を正確に発信するために、防災行政無線(同報・移動系)、情報告知端末機、全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、緊急エリアメール、登録制メールなどの整備を進めている。 防災行政無線のデジタル化は完了しているが、難聴地域があるため、防災行政無線子局の拡充もしくは個別受信機を設置する必要がある。
保健福祉・医療 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者、独居高齢者世帯に対して、民生委員、消防、警察、行政で訪問を行うなど、災害時の避難誘導體制の整備を行っている。
教育・保育 【住民健康課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設、保護者、行政が連携できるように、避難誘導訓練及び子どもの引渡し訓練を実施しているが、災害時の保護者との連絡手段の確保や一時的な保護体制を整備する必要がある。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設、民間事業所における避難誘導訓練の実施や災害対応マニュアルの整備を促進する必要がある。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練の参加者の減少及び自治会を中心とした自主防災組織の設置率が低いことから、防災に対する意識の低下が課題となっている。 防災リーダーの育成、防災研修の受講を促進するなど、地域における防災活動の活性化を図る必要がある。
老朽化対策 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 情報告知端末機が導入から7年以上経過しており、老朽化による機器の故障が発生しているため、再整備を進めていく必要がある。
地域振興 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設(指定避難所等)のWi-Fi環境の整備を推進するなど、情報通信機能強化を図る必要がある。

現況参考値	H28
防災行政無線(同報・移動系)のデジタル化整備状況	100%
指定避難所のWiFiスポット整備状況	23%
情報告知端末機の整備状況	91%
自主防災組織の設立状況	1組織
防災訓練の参加者数(年)	247名
各種情報伝達訓練の実施状況(年)	8回
防災士の資格取得者数	0名
災害時要援護者台帳、二次対応者名簿の整備状況	100%

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-1)	食料・飲料水等、必要な物資供給の長期停止
施策分野	
行政機能 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害救援物資の集積拠点、受入・配布体制の整備を行うとともに、災害時の相互応援協定を締結している市町村と連携強化を図る必要がある。 食料、飲料水等の災害救援物資の提供に係る協定及び物資の輸送に係る協定の締結を進める必要がある。
住宅・環境 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄倉庫を指定避難所に整備しているが、別荘地など孤立する可能性が高い地域への整備拡充を行う必要がある。 家庭、民間事業所における食料、飲料水、防災グッズ等の備蓄を促進する必要がある。 水道施設の耐震化及び老朽化した水道管を計画的に更新する必要がある。また、応急復旧、応急給水体制の強化を図る必要がある。
保健福祉・医療 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 日赤奉仕団の再整備を進めるとともに、炊き出し訓練を行うなど、災害時の食料の提供体制を整備する必要がある。
教育・保育 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設は受水槽の設置及び川原畑・櫛沢水源の2カ所からの給水体制を整備しているが、受水槽の容量も含め検討の必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。 村が孤立した場合の災害救援物資等の受け入れに対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う必要がある。

現況参考値	H28
防災備蓄倉庫の整備状況	14カ所
3日分の食料・飲料水の備蓄状況	100%
ヘリコプター離着陸場の整備状況	1カ所
災害時の物資等の輸送に係る協定の締結状況【再掲】	0件
災害時の生活支援物資の提供に係る協定の締結状況【再掲】	0件

第3章 脆弱性評価の実施

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
施策分野	
行政機能 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 孤立した集落との連絡手段がないため、衛星携帯電話等の情報伝達手段の整備拡充など情報伝達手段の多重化を図る必要がある。 被災地域の情報を迅速かつ確実に収集するために、情報収集体制を強化する必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。 村が孤立した場合の災害救援物資等の受け入れに対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う必要がある。 避難路として活用するために、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する必要がある。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 孤立する可能性の高い別荘地域は、居住・連絡先等を把握することが難しいため、住宅地図（居住、連絡先等）の整備を行うとともに、消防署と連携の強化を図る必要がある。

現況参考値	H28
ヘリコプター離着陸場の整備状況【再掲】	1カ所
衛星携帯電話の整備状況	8カ所

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-3)	警察・消防等の被災等による救助活動等の絶対的不足
施策分野	
行政機能 【国・県】 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に迅速かつ効率的な救助活動を行うために、行政、警察、消防の情報収集・共有体制の強化を図る必要がある。また、国、県に災害状況の報告・応援要請を迅速に行うために情報伝達訓練を行う必要がある。 消防団、災害支援分団の技術力強化、団員数の確保に課題がある。また、災害救助マニュアルを作成する必要がある。 防災備蓄倉庫及び消防団詰所に救助活動に必要な消防用防災資機材等の整備拡充を行う必要がある。 消防、救急は都留市消防本部に委託を行っているが、救急救命士の確保を計画的に進めていく必要がある。 消防庁舎の建て替えは完了しており、消防救急無線のデジタル化など防災機能の強化を図っている。 消防に係る相互応援協定に基づく、周辺市町村との連携を強化するとともに、災害時の緊急消防援助隊の受入拠点を整備する必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 消防、警察の応援要請ができるように、国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練、出張講座を活用し、教育・保育関係者、消防団員等に対して救命救急法や救助活動方法の講習を行うなど、緊急時の人材不足を補う必要がある。

現況参考値	H28
消防庁舎の耐震化率（1施設）【再掲】	100%
消防署の救急救命士の資格取得者数	5名
条例定数に対する消防団員の充足率	86%
山梨県消防学校幹部研修の受講者数（年）	0名
防火水槽・耐震性貯水槽の整備状況	66カ所
耐震性貯水槽の整備状況	37%
消火栓の整備状況	158カ所
保育士の救急救命法講習の実施状況（年）	1回
火災時の消防に係る相互応援協定の締結状況	2件

第3章 脆弱性評価の実施

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-4)	多数の避難者・帰宅困難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態
施策分野	
行政機能 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 多数の観光客が帰宅困難者となった場合に、避難所での受け入れに課題がある。特に、避難所開設に従事するスタッフの人員不足と、避難所運営方法の知識不足により避難所の運営が困難となる可能性が高い。 防災備蓄品は村内各所に分散備蓄を行っているが、帰宅困難者が大量に発生した場合に物資の不足、配布の遅延が起こる可能性が高い。 被災者の早期の生活再建を行うために、応急危険度判定・被災宅地危険度判定や罹災証明の発行を実施できる体制を整備する必要がある。
住宅・環境 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧及び応急仮設住宅の建設を早期に実行するために、ライフライン復旧事業者、県と連携の強化を図る必要がある。
保健福祉・医療 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の運営については、民間事業所の協力を得なければならないが、連絡体制が構築されていないことや、絶対的なスタッフ不足により、避難所運営が長期化した場合に課題がある。 避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難所の適正な運営を行うとともに、保健医療サービス、衛生的な生活環境の提供など避難者の支援体制を整備する必要がある。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅どうしの防災機能の強化を図っているが、帰宅困難者に対する交通・避難所情報、支援物資の提供を行う体制を整備する必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。 観光客等の多数の帰宅困難者が発生した場合の大規模移送に対応するため、公共交通事業者と災害協定を締結するなど、災害時の輸送手段を確保する必要がある。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営については、行政だけではなく、自治会を中心とした自主防災組織による運営を行う必要がある。また、事前に避難所の施設管理者と使用方法の確認及び連携強化を図る必要がある。

現況参考値	H28
指定避難所の耐震化率（13施設）【再掲】	92%
指定避難所のWIFIスポット整備状況【再掲】	23%
防災備蓄倉庫の整備状況【再掲】	14カ所
3日分の食料・飲料水の備蓄状況【再掲】	100%
応急仮設住宅の建設候補地の選定状況	2カ所
福祉避難所の指定状況	2カ所
災害時の畳の無償提供に係る協定の締結状況	1件
災害時の家屋状況調査に係る協定の締結状況	1件
災害時の公共交通に係る協定の締結状況	0件



総合防災訓練 消防署職員によるAED使用説明

第3章 脆弱性評価の実施

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-5)	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
施策分野 保健福祉・医療 【国・県】 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 診療所の耐震化及び非常用電源装置の整備を行っているが、医師、看護師が絶対的に不足する可能性が高い。特に曜日により、村内に医師が滞在していないことも想定されるなどの課題がある。 医薬品、医療活動用資機材などの必要物資が交通障害により不足する可能性が高い。 福祉避難所の運営に携わる職員が絶対的に不足する可能性が高い。特に、民間事業所が運営にあたることから、避難生活が長期化した場合には、受入体制を維持できないなどの課題がある。 行政、医療機関、福祉事業所等の関係機関において、災害時に医療、福祉サービスを必要とする人の情報共有を行う必要がある。また、災害時に医療・福祉サービスの利用希望者が多数発生することが想定されることから、利用者の優先順位付けなどの対応が必要になる可能性がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。 村が孤立した場合の村外医療機関への搬送に対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う必要がある。

現況参考値	H28
医療・福祉施設の耐震化率（2施設）【再掲】	100%
医療・救護訓練の実施状況（年）	1回
災害時の医療・福祉・介護に係る協定の締結状況	0件
ヘリコプター離着陸場の整備状況【再掲】	1カ所

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-6)	被災地における疫病・感染症等の大量発生
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> し尿及びトイレは公衆衛生環境に重要な役割を担うことから、簡易トイレの備蓄だけではなく、災害時の仮設トイレの提供に係る応援協定を締結する必要がある。 水道、合併処理浄化槽の応急復旧体制を整備することで、公衆衛生環境を保全し、感染症の蔓延を防ぐ必要がある。
保健福祉・医療 【国・県】 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 避難所では子どもや老人が感染症に罹患しやすいため、感染症対策を実施する必要がある。特に、避難所内を清潔に保ち、消毒、口腔ケアなど衛生対策を徹底するなど、感染症の発生・蔓延を未然に防ぐ必要がある。 体調不良を起こした避難者の専用スペースを用意することや、医師・看護師による避難所の巡回など、避難者の健康管理を行う必要がある。その他、心のケア等の対策についても実施する必要がある。 食料、防災資材、簡易救急キット等を備蓄しているが、避難者の健康の維持のために、衛生用品の整備拡充を行う必要がある。 災害時の医療・救急搬送体制について、県、消防等との連携の強化を図る必要がある。 感染症の発生・蔓延を防ぐために、日頃から各種予防接種の実施を促進する必要がある。

現況参考値	H28
災害時の水道応急対応業務に係る協定の締結状況	1件
災害時の仮設トイレの提供に係る協定の締結状況	0件
インフルエンザの予防接種率(年)	16%

第3章 脆弱性評価の実施

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1)	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅低下
施策分野	
行政機能 【国・県】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ● B C P（業務継続計画）の策定が行われていないため、災害時の応急対応業務に遅れがでる可能性がある。 ● 災害対応にあたる職員が絶対的に不足することから、災害時の市町村間の相互応援協定に基づく、他市町村への人的支援の要請体制の見直しを行う必要がある。 ● 被害状況などの災害情報の迅速な収集及び国、県、関係機関への情報伝達体制を整備する必要がある。 ● 戸籍情報については、遠隔地でバックアップデータを保有しているが、その他業務の継続に必要なデータの喪失対策を推進する必要がある。 ● 業務継続に必要な通信機器、燃料、車両、防災資機材などの整備拡充を図る必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路の寸断は、災害対応業務の遅延に繋がることから、国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。
リスクコミュニケーション 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の職員の緊急招集、配備体制の見直しを行う必要がある。また、防災訓練等を通じて、職員間の連絡体制、無線等の通信機器の使用方法について確認を行う必要がある。
老朽化対策 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎に非常用電源装置の整備は行っているが、耐震化、室内安全対策が行われていないため、役場庁舎が被災することで使用できなくなる可能性が高い。

現況参考値	H28
公共施設（役場庁舎・公民館）の耐震化率（10施設）【再掲】	40%
地域防災計画の策定状況	100%
B C P（業務継続計画）の策定状況	0%
公共施設等総合管理計画の策定状況	100%
災害時の市町村間の相互応援協定の締結状況	2件

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1)	情報通信の長期停止により災害情報が伝達不能な事態
施策分野	
行政機能 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源装置を整備した公共施設は少ないため、電力供給が停止した場合には、情報通信機器が使用できなくなる可能性が高い。 住民への防災情報の伝達、災害救助活動ができるように、防災拠点や避難所における通信機器の多重化を図る必要がある。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧活動に必要な燃料の確保に課題がある。また、地震により電気、石油、ガスが供給停止になった場合に備えて、ライフライン復旧事業者と連携の強化を図る必要がある。

現況参考値	H28
防災行政無線（同報・移動系）のデジタル化整備状況【再掲】	100%
情報告知端末機の整備状況【再掲】	91%
非常用電源装置の整備状況	4施設
発電機の整備状況	13台
災害時の燃料供給に係る協定の締結状況	0件



旧道志小学校 防災備蓄倉庫

第3章 脆弱性評価の実施

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

(5-1)	観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害等による経済活動の停滞
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所によるBCP（業務継続計画）の策定や、事業所の耐震診断、耐震改修などを促進する必要がある。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 農業は高齢化、担い手不足の状況が続いているが、災害の影響により、農業意欲の低下及び農業の停滞が起こる可能性が高い。また、特産品であるクレソンの風評被害により、農産業全体が衰退する可能性がある。 災害により、富士五湖を中心とした観光業全体が風評被害を受けることで、キャンプ場、民宿業等が衰退する可能性がある。 事業活動の再開にはライフラインの早期復旧が不可欠であるため、ライフライン復旧事業者と連携を強化する必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の再開には、交通・物流の復旧が前提となるため、国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。
地域振興 【民間】 【産業振興課】 【ふるさと創生推進室】	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅どうしを中心に施設整備を進めていくことで、農業、観光業などの活性化を図るとともに、道志村の魅力を県内外に発信する必要がある。 友好交流都市である横浜市を中心に道志村の魅力を発信や各種交流事業を行うことで、地域経済の活性化を図る必要がある。 道志森づくり事業を活用し、ボランティアによる間伐体験等を通じて、災害に強い森づくりを推進する必要がある。

現況参考値	H28
民間事業所のBCP（業務継続計画）の策定状況	0%
荒廃農地の割合	61%
林業体験事業の体験者数(H26)	1,636人
体験学習への参加者数(H27)	2,127人
観光入込客数(H27)	109万人
横浜市民ふるさと村（優待サービス）事業の利用者数（H27）	1.5万人

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1)	ライフライン（電気、石油、ガス）の供給機能の停止
施策分野	
行政機能 【国・県】 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄倉庫に発電機、蓄電池等の整備を行うとともに、公共施設に非常用電源装置の整備拡充する必要がある。 燃料の確保については、県、燃料事業者と連携を図りながら、復旧活動に必要な燃料の優先供給に係る協定の締結を進めるとともに、防災備蓄倉庫に計画的に燃料の備蓄を進める必要がある。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧活動に必要な燃料の確保に課題がある。また、地震により電気、石油、ガスが供給停止になった場合に備えて、ライフライン復旧事業者と連携の強化を図る必要がある。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインを復旧するためには、道路の復旧が前提となるため、国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る必要がある。

現況参考値	H28
非常用電源装置の整備状況【再掲】	4施設
発電機の整備状況【再掲】	13台
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況【再掲】	1件
災害時のライフラインの応急復旧に係る協定の締結状況	0件
災害時の燃料供給に係る協定の締結状況【再掲】	0件

第3章 脆弱性評価の実施

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 電力供給が停止した場合に、水道施設は浄水機能が失われるため、配管による給水ができない可能性が高い。 耐震性を有している浄化槽の設置を推進している。 水道の応急復旧に係る応援協定を締結しているが、水道事業者と連携しながら、早期の復旧体制を整える必要がある。 防災備蓄倉庫の飲料水の備蓄量を計画的に増やしていくとともに、応急給水体制を整備する必要がある。
老朽化対策 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 水道管の敷設から20年以上経過する管もあるため、水道施設の耐震化と併せて、水道管の更新を進めていく必要がある。

現況参考値	H28
水道台帳、浄化槽台帳の整備状況	100%
浄水器の整備状況	0台
浄化槽の整備状況	542基
災害時の水道応急対応業務に係る協定の締結状況【再掲】	1件
災害時の飲料水の運搬協力に係る協定の締結状況	1件

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-3)	主要な交通ネットワークが分断する事態
施策分野	
国土保全・交通 【国・県】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号野原・月夜野トンネルの建設促進に向けて、県と連携しながら事業を進めていくとともに、県道24号道坂トンネルの建設に向けた要望活動の促進を図る必要がある。 災害時には緊急輸送道路となる国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進する必要がある。 避難路として活用するために、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する必要がある。 村が孤立した場合の災害救援物資等の受け入れに対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う必要がある。
リスクコミュニケーション 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の応急復旧について、国、県、建設事業者と連携を強化するとともに、交通障害が発生した箇所の情報収集体制を整備する必要がある。 災害時の公共交通の運行方法について、公共交通事業者と連携を図る必要がある。
老朽化対策 【国・県】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号、村道、農道、林道の老朽化した道路、橋梁の点検及び耐震化を計画的に進めていく必要がある。
地域振興 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号野原・月夜野トンネルの建設を促進し、京浜地域へのアクセスの向上を図ることで、経済全体の活性化を図る必要がある。 県道24号道坂トンネルの建設を促進し、買い物・病院・仕事などの利便性の向上及び災害に強い村づくりに繋げる必要がある。

現況参考値	H28
村道、農道、林道台帳の整備状況	100%
村道橋梁の耐震化の実施状況	8%
ヘリコプター離着陸場の整備状況【再掲】	1カ所
主要地方道都留道志線道坂トンネル建設期成同盟会の設置状況	1組織
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況【再掲】	1件

第3章 脆弱性評価の実施

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1)	地震火災による住宅密集地の延焼拡大
施策分野	
行政機能 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 別荘地など水利の乏しい地域に消火栓、耐震性貯水槽等の水利拡充を推進していく必要がある。 消防署、消防団の通信機器の高度化、緊急招集体制の整備を進めていくなど、初期消火活動を行う体制を強化する必要がある。 自主防災組織による初期消火訓練を推進することで、防災力を高める必要がある。 消防学校を活用し、消防団員の技術力の強化を図るとともに、消防資機材の拡充を図る必要がある。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、民間事業所における消火器、火災警報器、感震ブレーカーなどの出火防止対策を推進する必要がある。
教育・保育 【住民健康課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 教育、保育施設における避難訓練の実施や防災教育を推進していく必要がある。また、出火防止対策を行う必要がある。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 消防団、自主防災組織と連携し、火災警戒活動を行うなど、住民の火災予防意識の向上を図る必要がある。 消防署、消防団と連携し、消防水利の設置箇所について情報共有を行う必要がある。
老朽化対策 【総務課】 【ふるさと創生推進室】	<ul style="list-style-type: none"> 消防署、消防団と連携し、住宅地の消火栓・耐震性貯水槽等の消防水利の点検・維持管理を行う必要がある。また、老朽化した防火水槽を耐震性貯水槽に切り替える必要がある。 老朽化した空き家の火災など、空き家の増加は災害の被害を拡大させる可能性が高いため、空き家対策を推進する必要がある。

現況参考値	H28
消防庁舎の耐震化率（1施設）【再掲】	100%
条例定数に対する消防団員の充足率【再掲】	86%
山梨県消防学校幹部研修の受講者数（年）【再掲】	0名
防火水槽・耐震性貯水槽の整備状況【再掲】	66カ所
耐震性貯水槽の整備状況【再掲】	37%
消火栓の整備状況【再掲】	158カ所

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理については、災害廃棄物処理計画に基づき、対応することになるが、大月都留広域事務組合に依存している現状があるため、被災により、受け入れが不能となった場合に備え、代替施設を確保する必要がある。 村有地を中心に災害廃棄物の仮置き場を確保する。また、必要に応じて民有地の活用についても検討する必要がある。
リスクコミュニケーション 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 有害性、危険性のある災害廃棄物が発生した場合に、発生源の調査及び適切な保管、処理方法を把握する必要がある。 災害廃棄物の処理、仮置き場の利用方法について、建設事業者と情報共有を図る必要がある。

現況参考値	H28
災害廃棄物処理計画の策定状況	100%
災害廃棄物仮置き場の選定状況	1カ所
災害廃棄物の処理に係る協定の締結状況	0件

第3章 脆弱性評価の実施

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-2)	復旧・復興を担う人材が絶対的に不足する事態
施策分野	
行政機能 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> • 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士が不足する可能性が高いことから、他市町村への要請も含めた人材の確保対策の推進、応援要請体制を整備する必要がある。 • 災害ボランティアセンターの開設・運営は社会福祉協議会が担うことになるが、人手不足によりボランティアの調整ができない可能性が高い。
住宅・環境 【国・県】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> • 円滑な復旧、復興を図るために、被災した家屋の調査及び罹災証明の発行までを迅速に行う必要がある。 • 応急仮設住宅の建設については、県と連携を強化するとともに、候補地の選定など、迅速な対応を行える体制を整備する必要がある。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> • 被災した観光業、農業、製造業等への復興支援を行う必要がある。また、中長期的な担い手の育成支援を行う必要がある。
国土保全・交通 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> • 復旧、復興を円滑に行うために、土地境界を明確にする地籍調査を推進する必要がある。
リスクコミュニケーション 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> • 復興を行うためには、行政だけではなく、地域の防災力が重要であるため、防災訓練等を通じて、地域コミュニティの強化を図る必要がある。 • 復旧、復興には、国、県、建設事業者との連携が不可欠であり、災害時の対応方法について、情報共有を図る必要がある。また、建設事業者の中長期的な人材確保及び復興業務の実施体制に課題がある。

現況参考値	H28
自主防災組織の設立状況【再掲】	1組織
防災訓練の参加者数(年)【再掲】	247名
条例定数に対する消防団員の充足率【再掲】	86%
応急仮設住宅の建設候補地の選定状況【再掲】	2カ所
地籍調査(宅地・農地)に伴う登記状況	4%
災害時の家屋状況調査に係る協定の締結状況【再掲】	1件

第4章 強靱化の推進方針

- 1. プログラムごとの推進方針…………… 42
- 2. プログラムの重点化…………… 65



道志村国民健康保険診療所

第4章 強靱化の推進方針

1. プログラムごとの推進方針

第3章で行った脆弱性評価の結果を踏まえて、本村における強靱化に係る推進方針を「起きてはならない最悪の事態」ごとに「プログラムごとの推進方針」としてそれぞれの施策分野に整理を行った。なお、当該事態を回避するための施策が複数の事態の回避に資することが多いことから、重複する項目については限りなく排除した。

また、脆弱性評価に使用した「現況参考値」を「重要業績指標」として再活用し、計画推進に向けた目標値を新たに設定することで、計画の進捗管理を行う。



道志村 空撮

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1)	
施策分野	「地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生」
行政機能 【総務課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設（役場庁舎・公民館）は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の集約化・適正化・耐震化の実施等について検討する。 Jアラート、防災行政無線、緊急エリアメール等の情報伝達手段の多重化・高度化を図るとともに、SNSなどの情報ツールの活用を促進する。
住宅・環境 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準以前の木造住宅、避難路沿道の建築物を優先して、耐震診断及び耐震改修の実施を促進する。 村営住宅の定期的な点検を行い、必要に応じて修繕等の対策を講じる。 地震発生時の人的被害軽減のために、住宅、民間事業所において家具の転倒、転落防止対策などの室内安全対策を促進する。
保健福祉・医療 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉施設等における室内安全対策の強化を図る。
教育・保育 【住民健康課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 災害時に避難所の機能を持つ社会体育・学校教育施設（体育館）の非構造部材の点検・耐震化を検討する。また、災害時の施設の利用方法について、学校施設管理者と事前に協議を行う。 教育、保育施設における定期的な避難訓練・防災教育の実施を推進する。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 民宿、キャンプ場などの民間事業所の耐震診断の実施や観光客の避難誘導、情報伝達訓練等を促進する。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。 避難路として活用するために、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する。 避難路におけるブロック塀などの倒壊を回避するために、ブロック塀、街路灯などの維持管理・落下防止対策を推進する。
リスクコミュニケーション 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 一時避難場所、指定避難所の看板の再整備を行うとともに、住民に対して避難ルートの周知を行う。 防災訓練の実施や土砂災害ハザードマップの住民への周知徹底を図る。また、自主防災組織の活性化支援を実施する。
老朽化対策 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、民間事業所については、耐震改修促進化計画に基づき、新耐震基準以前の木造住宅について、耐震診断を実施し、耐震性を有しない木造住宅については、耐震改修の実施を促進する。

第4章 強靱化の推進方針

重要業績指標（KPI）	H28	H33
公共施設（役場庁舎・公民館）の耐震化率（10施設）	40%	70%
消防庁舎の耐震化率【1施設】	100%	—
指定避難所の耐震化率（13施設）	92%	92%
住宅の耐震化率	71.5%	95.0%
新耐震基準以前の木造住宅の状況	316戸	54戸
村営住宅の耐震化率（3施設）	100%	—
医療・福祉施設の耐震化率（2施設）	100%	—
教育・保育施設の耐震化率（4施設）	100%	—
教育・保育施設の小規模部材の耐震化率（4施設）	100%	—
社会体育・学校教育施設(体育館)の耐震化率(4施設)	100%	—
社会体育・学校教育施設(体育館)の小規模部材の耐震化率（4施設）	0%	50%
学校給食センターの耐震化率（1施設）	100%	—
教員住宅の耐震化率（1施設）	100%	—
教育・保育施設における避難訓練の実施状況	100%	—
教育・保育施設における災害対応マニュアルの整備状況	100%	—

※ 公共施設（役場庁舎・公民館）には公民館に類する施設である「善之木地区コミュニティーセンター」、「神地林業集会場」、「水源の郷やまゆりセンター」、「川原畑生活改善センター」、「道志村集いの家」、「みなもと体験館道志・久保分校」を含む。

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-2)	富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生
施策分野	
行政機能 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 富士山火山防災対策協議会と連携を行い、被害想定の実態に努めるとともに、住民に対する情報伝達・避難体制を整備する。 富士山噴火を想定した地域防災計画に見直しを行う。
住宅・環境 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水の備蓄を進めるとともに、応急給水体制の整備及び災害時水道応急対応業務に関する協定に基づく、応援要請体制を整備する。
保健福祉・医療 【国・県】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者台帳を更新し、人工透析など定期的な医療機関への受診が必要な住民を把握するとともに、緊急搬送が必要な場合の二次医療圏への搬送、医療物資の確保を行うために、消防、県との連携を強化する。
教育・保育 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 高校生が帰宅困難になった場合に備え、緊急連絡先等の情報を把握するとともに、公共交通機関との情報共有、連携強化を進める。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 農地の多面的機能を発揮させ、降灰被害からの早期復帰を図るため、耕作放棄地対策のさらなる充実化を図る。また、林地については山林所有者の特定が可能になるよう林地台帳の整備を行う。 観光施設に大量の帰宅困難者が発生した場合に備え、民間事業所における避難誘導・情報伝達訓練を促進する。 火山灰により道志川の汚染した場合に、専門機関に対し、水質検査の実施依頼などを行い、健康被害等がでないよう適切な対策を講じる。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の交通渋滞、火山灰による土砂崩れ等の二次災害に対応するために、道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進する。 火山灰の仮置き場の確保を行うとともに、火山灰の撤去を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。
リスクコミュニケーション 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 富士山火山防災対策協議会、気象庁等の専門機関と連携を行い、富士山噴火に伴う被害想定の実態及び住民に対する周知を行う。 富士山噴火時の広域避難計画に基づく、訓練を近隣市町村と実施する。
地域振興 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 富士山噴火の影響による観光業の停滞・衰退を避けるために、富士五湖地域と連携した富士山観光のブランド化及び担い手の育成を行う。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
富士山噴火広域避難訓練の実施状況（年）	0回	1回
農地台帳の整備状況	100%	-
林地台帳の整備状況	0%	100%

第4章 強靱化の推進方針

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-3)	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	
施策分野		
行政機能 【国・県】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害ハザードマップを防災訓練に活用するなど、住民に対して地域の土砂災害危険箇所の周知を図る。 土砂災害警戒区域及び山地災害危険地区の指定を県と連携しながら、進めていくとともに、土砂災害警戒区域内にある公共施設について、土砂災害防止対策の実施もしくは施設の移転を検討する。 避難情報の発令に関するマニュアルの見直しを行うとともに、防災行政無線等を活用した情報伝達訓練を実施する。 	
保健福祉・医療 【国・県】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉施設は土砂災害の危険性が高い地域にあることから、県と連携しながら、土砂災害防止対策を推進する。 	
教育・保育 【国・県】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設は土砂災害の危険性が高い地域にあることから、県と連携しながら、土砂災害防止対策もしくは施設の移転等を推進する。 	
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 山林の間伐等を定期的に行い、土砂崩れなど災害に強い森づくりを推進する。また、山林所有者の災害への理解と意識向上を高めることで、土砂災害防止対策を推進する。 土砂災害警戒区域にある公共施設を中心に、県と連携しながら、土砂災害防止対策を推進する。 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。 	
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災訓練で土砂災害ハザードマップを活用した図上訓練を継続的に実施することで、災害危険箇所の情報共有を行い、防災意識の向上を図る。 	

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
土砂災害ハザードマップの作成・配布状況	100%	-
土砂災害警戒区域（特別警戒区域）の指定状況	370カ所 (359)カ所	367カ所 (358)カ所
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況	1件	1件

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-4)	豪雪による建物等の倒壊・雪崩で多数の死傷者の発生
施策分野	
行政機能 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 大雪が想定される場合には、孤立する危険性が高い集落に対して、早期の避難情報の発令を行う。 食料、飲料水等の災害救援物資の提供に係る災害協定及び物資の輸送に係る災害協定の締結を進める。 大雪を想定した地域防災計画に見直しを行う。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 食料等の生活必需物品が不足した場合に備え、行政・家庭・民間事業所における備蓄を促進する。
保健福祉・医療 【国・県】 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品の不足による医療・福祉サービスの提供不能に陥らないように、県と連携を図りながら、医療物資の確保を行う。 暮らしの支え合い事業のボランティア登録者数を増やし、雪かきができない高齢者に対する支援を強化する。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号、村道等の主要生活道路の除雪体制について国、県、建設事業者と連携しながら強化するとともに、役場、医療・福祉、教育・保育施設等の主要な公共サービスを早期に再開できるようにする。
地域振興 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 農業用ビニールハウスなどが被災した場合に、早期の被害状況の収集及び復旧支援を行える体制を整えるとともに、平時から農道、農業用水路などの農業基盤の整備、農業の6次産業化を推進する。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
暮らしの支え合い事業のボランティア登録者数	47名	72名
災害時の物資等の輸送に係る協定の締結状況	0件	2件
災害時の生活支援物資の提供に係る協定の締結状況	0件	2件
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況【再掲】	1件	1件

第4章 強靱化の推進方針

目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-5)	情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れで多数の死傷者の発生
施策分野	
行政機能 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 情報通信機器の高度化を進めながら、SNSなどの情報拡散能力が高いツールの活用を促進するなど、情報通信手段の多重化を図る。 防災行政無線の難聴地域に対して、防災行政無線子局の拡充もしくは、個別受信機の各世帯への整備を進めることで、情報伝達手段を確保する。
保健福祉・医療 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者、独居高齢者世帯に対して、民生委員、消防、警察、行政で訪問を定期的に行うなど、災害時の避難誘導体制を強化する。
教育・保育 【住民健康課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 教育・保育施設、保護者、行政が連携しながら、避難誘導訓練・子どもの引渡し訓練などの防災教育を強化する。また、保護者との緊急連絡体制の整備及び一時的な保護体制を整備する。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設、民間事業所における避難誘導訓練の実施や災害対応マニュアルの整備を促進する。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画の見直しにあわせて、一次避難場所、指定避難所の再検討を行い、看板の再整備を進める。 自主防災組織の設立・運営支援施策を推進するとともに、防災訓練の周知及び内容充実化を図ることで、住民の防災意識の高揚を図る。
老朽化対策 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 情報告知端末機の老朽化により、機器の故障が発生していることから、再整備を進める。
地域振興 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設（指定避難所等）のWi-Fi環境整備を推進していくことで、平時からの情報通信環境の利便性を確保する。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
防災行政無線（同報・移動系）のデジタル化整備状況	100%	-
指定避難所のWi-Fiスポット整備状況	23%	61%
情報告知端末機の整備状況	91%	100%
自主防災組織の設立状況	1組織	10組織
防災訓練の参加者数（年）	247名	300名
各種情報伝達訓練の実施状況（年）	8回	10回
防災士の資格取得者数	0名	10名
災害時要援護者台帳、二次対応者名簿の整備状況	100%	-

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-1)	食料・飲料水等、必要な物資供給の長期停止
施策分野	
行政機能 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害救援物資の集積拠点、受入・配布体制の整備を行うとともに、災害時の相互応援協定を締結している市町村との連携強化を図る。 食料、飲料水等の災害救援物資の提供に係る協定及び物資の輸送に係る協定の締結を進める。
住宅・環境 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 別荘地など孤立する危険性が高い地域に防災備蓄倉庫の整備拡充を推進する。また、食料、飲料水等の供給が長期化した場合に備え、最低3日分の食料・飲料水の備蓄を推進する。 家庭、民間事業所の食料、飲料水、防災グッズ等の備蓄を促進する。 水道施設の耐震化及び老朽化した水道管の更新を順次進めていく。また、水道施設の応急復旧、応急給水体制を強化する。
保健福祉・医療 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 日赤奉仕団の活動の活性化を図り、防災訓練時には炊き出し訓練を行うなど、災害時の食料提供体制を整備する。
教育・保育 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 教育施設は2カ所の水源を確保しているが、断水が長期化した場合に備えて、受水槽の整備拡充について検討する。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。 村が孤立した場合の災害救援物資等の受け入れに対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
防災備蓄倉庫の整備状況	14カ所	16カ所
3日分の食料・飲料水の備蓄状況	100%	-
ヘリコプター離着陸場の整備状況	1カ所	3カ所
災害時の物資等の輸送に係る協定の締結状況【再掲】	0件	2件
災害時の生活支援物資の提供に係る協定の締結状況【再掲】	0件	2件

第4章 強靱化の推進方針

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
施策分野	
行政機能 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 孤立した集落との連絡手段を確保するために、衛星携帯電話を指定避難所に整備拡充するなど、情報伝達手段の多重化を推進する。 災害により孤立する可能性が高い地域に対して、早期の避難情報の発令を行うなどの対策を講じる。また、被災地域の情報を迅速かつ確実に収集するために、情報収集体制の整備を行う。 建物や道路などの被害状況の調査、孤立化地域への物資の輸送を行うために、ドローン（無人航空機）の活用を推進する。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。 村が孤立した場合の災害救援物資等の受け入れに対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う。 避難路として活用するために、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員、警察、消防と連携を行いながら、住宅地図（居住、連絡先等）の整備を行い、地域住民の居住実態などの情報共有を図る。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
ヘリコプター離着陸場の整備状況【再掲】	1カ所	3カ所
衛星携帯電話の整備状況	8カ所	11カ所

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-3)	警察・消防等の被災等による救助活動等の絶対的不足
施策分野	
行政機能 【国・県】 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の被災状況について情報収集を行うために、警察、消防と連携の強化を図る。また、応援要請を迅速に行うために国、県との情報伝達訓練を定期的実施する。 消防団、災害支援分団の技術力強化を図るために、消防学校の教育研修の受講を推進する。また、団員数の確保を目的に「消防団協力事業所」、「消防団応援の店」制度を活用し、消防団員の支援を行う。 地震、大雨、大雪、富士山噴火など様々な災害を想定した、防災用資機材の整備拡充を図る。 消防に係る相互応援協定に基づく、周辺市町村との連携を強化するとともに、災害時の緊急消防援助隊の受入拠点を整備する。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防の救助活動及び応援要請を行えるように、国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 救急救命士の養成を計画的に進める。また、防災訓練、出張講座を活用し、教育・保育関係者、消防団員等に災害に係る知識の向上を図る。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
消防庁舎の耐震化率(1施設)【再掲】	100%	-
消防署の救急救命士の資格取得者数	5名	6名
条例定数に対する消防団員の充足率	86%	90%
山梨県消防学校幹部研修の受講者数(年)	0名	6名
防火水槽・耐震性貯水槽の整備状況	66カ所	67カ所
耐震性貯水槽の整備状況	37%	44%
消火栓の整備状況	158カ所	160カ所
保育士の救急救命法講習の実施状況(年)	1回	1回
火災時の消防に係る相互応援協定の締結状況	2件	3件

第4章 強靱化の推進方針

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-4)	多数の避難者・帰宅困難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態
施策分野	
行政機能 【国・県】 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営については、自主防災組織と連携を図るとともに、避難所運営に従事する職員の知識不足を解消するために、県と連携し、避難所運営に係る各種研修の受講を推進する。 食料、生活必需品の提供に係る応援協定の締結を進めるとともに、県と連携しながら、支援物資の受入・配布体制を整備する。 避難所に Wi-Fi を始めとする各種情報通信機器の整備を進めるとともに、避難所の耐震化、各種備蓄品の整備拡充を図る。 被災者の早期の生活再建に向けた、応急危険度判定士・被災宅地危険度判定士の要請及び罹災証明発行の早期対応を図る。
住宅・環境 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧については、ライフライン復旧事業者と連携の強化を図る。また、応急仮設住宅の建設を早期に実行するために、県と連携しながら、建設候補地の選定、配置図の作成などの事前準備を行う。
保健福祉・医療 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所の運営については、施設管理者と連携強化を図るとともに避難生活が長期化した場合に備え、ボランティアの受入体制を整備する。 避難所開設・運営マニュアルに基づき、避難所の適正な運営を行い、保健医療サービス、衛生的な生活環境を提供できる体制を整備する。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅どうしの防災機能強化を図り、帰宅困難者に対する交通・避難所情報、支援物資の提供を行う体制を整備する。 観光施設、民間事業所に対して、食料・生活必需品の備蓄及び避難誘導訓練の実施を促進する。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。 多数の帰宅困難者が発生した場合の大規模移送に対応するため、公共交通事業者と災害協定を締結するなど、災害時の輸送手段を確保する。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の施設管理者と施設の利用方法、連絡体制などの協議を行い、災害時に避難所の開設から受け入れまで迅速に行える体制を整備する。 住民主体による避難所運営を目指すために、HUG、DIGなどの避難所運営訓練の導入や、自主防災組織の設立、運営支援施策を推進する。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
指定避難所の耐震化率(13施設)【再掲】	92%	92%
指定避難所のWiFiスポット整備状況【再掲】	23%	61%
防災備蓄倉庫の整備状況【再掲】	14カ所	16カ所
3日分の食料・飲料水の備蓄状況【再掲】	100%	-
応急仮設住宅の建設候補地の選定状況	2カ所	2カ所
福祉避難所の指定状況	2カ所	2カ所
災害時の畳の無償提供に係る協定の締結状況	1件	1件
災害時の家屋状況調査に係る協定の締結状況	1件	1件
災害時の公共交通に係る協定の締結状況	0件	1件



総合防災訓練 避難所運営訓練の実施状況

第4章 強靱化の推進方針

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-5)	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
施策分野	
保健福祉・医療 【国・県】 【民間】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な医療、福祉、介護サービスの提供に係る応援協定の締結を進めるとともに、県と連携し、災害時の医薬品等の提供に関する要請方法の情報共有を行い、医療体制を維持できる環境を整備する。 医師、看護師の不足については、社会福祉協議会と連携を行い、災害ボランティアセンターを開設し、ボランティアの募集から受け入れまでを迅速に行える体制を整備する。 災害時要援護者台帳について行政、医療機関、福祉事業所等の関係機関で情報共有を行うとともに、災害時医療救護マニュアル等の整備を行い、災害時の医療、福祉、介護サービスが提供できる体制を整備する。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。 村が孤立した場合の村外医療機関への搬送に対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
医療・福祉施設の耐震化率(2施設)【再掲】	100%	-
医療・救護訓練の実施状況(年)	1回	1回
災害時の医療・福祉・介護に係る協定の締結状況	0件	1件
ヘリコプター離着陸場の整備状況【再掲】	1カ所	3カ所

目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

(2-6)	被災地における疫病・感染症等の大量発生
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> し尿及びトイレは公衆衛生環境に重要な役割を担うことから、簡易トイレの備蓄を行うとともに、災害時の仮設トイレの提供に係る応援協定の締結を進める。 水道、合併処理浄化槽の応急復旧体制の整備を進め、感染症の蔓延を防ぐ対策を講じる。
保健福祉・医療 【国・県】 【民間】 【総務課】 【住民健康課】	<ul style="list-style-type: none"> 避難所を清潔に保つために、避難所運営班に衛生班を設けるなど、避難者同士が感染症に関する知識を持てるように、啓発活動を行う。 行政と医師会が連携し、避難所に医師、精神保健福祉士などの専門家を置くなど、心のケアも含めた避難者の健康管理を行える体制を整備する。 防災備蓄倉庫に衛生用品（マスク、歯ブラシ、消毒液）などの整備拡充を行い、避難所生活での感染症の発生、蔓延を未然に防ぐ。 災害時の医療・救急搬送体制について、消防・医療機関との連携の強化を図る。 インフルエンザなどの季節性感染症は予防接種により、感染リスクを軽減できることから、予防接種等の接種率の向上を図る。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
災害時の水道応急対応業務に係る協定の締結状況	1件	1件
災害時の仮設トイレの提供に係る協定の締結状況	0件	1件
インフルエンザの予防接種率（年）	16%	20%

第4章 強靱化の推進方針

目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(3-1)	行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅低下
施策分野	
行政機能 【国・県】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ● B C P（業務継続計画）の策定及び地域防災計画の見直しを行い、災害発生時の応急対応業務の再整備を行う。 ● 役場庁舎の耐震改修、建て替え、室内安全対策の検討を進めるとともに、被災した場合に、代替的に役場機能を果たせる施設を確保する。 ● 災害時の市町村間の相互応援協定などを活用し、災害対応、復旧対応にあたる職員が不足した場合の人的支援の要請を行う体制を整備する。 ● 被害状況などの災害情報の迅速な収集体制を整備するとともに、国、県、関係機関への情報伝達体制について、防災訓練を活用して強化する。 ● ・戸籍情報だけでなく、各種データの損失対策を推進する。また、業務の継続に必要な電力・燃料・車輛・通信機器の整備拡充を行う。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> ● 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。
リスクコミュニケーション 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の職員の緊急招集、配備体制の見直しを行い、防災訓練等を通じて、職員間の連絡体制、無線等の通信機器の使用方法について確認を行うなど、災害対応体制を整備する。
老朽化対策 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ● 役場庁舎の耐震化、室内安全対策を行うとともに、老朽化した公共施設の維持管理、集約化などの検討を進める。

重要業績指標（K P I）	H 2 8	H 3 3
公共施設（役場庁舎・公民館）の耐震化率（10施設）【再掲】	40%	70%
地域防災計画の策定状況	100%	—
B C P（業務継続計画）の策定状況	0%	100%
公共施設等総合管理計画の策定状況	100%	—
災害時の市町村間の相互応援協定の締結状況	2件	3件

目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(4-1)	情報通信の長期停止により災害情報が伝達不能な事態
施策分野	
行政機能 【国・県】 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点、避難所への非常用電源装置の整備を推進するとともに、防災備蓄倉庫、住宅、民間事業所に防災ラジオの整備を促進する。また、情報伝達手段を多重化させることで、災害情報を共有できる体制を整備する。 役場庁舎の情報通信機器が使用できない場合については、消防・警察無線ルートを活用し、県に災害情報の伝達を行う。また、非常時情報伝達訓練を通じて、迅速に情報共有を行えるようにする。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧活動に必要な燃料の確保については、燃料事業者と災害時の燃料の優先供給に係る協定の締結を進めていく。また、地震により電気、石油、ガスが供給停止になった場合に備えて、ライフライン復旧事業者と復旧作業に係る連携の強化を図る。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
防災行政無線(同報・移動系)のデジタル化整備状況【再掲】	100%	-
情報告知端末機の整備状況【再掲】	91%	100%
非常用電源装置の整備状況	4施設	5施設
発電機の整備状況	13台	16台
災害時の燃料供給に係る協定の締結状況	0件	2件



防災行政無線 大型地図表示盤

第4章 強靱化の推進方針

目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る

(5-1)	観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害等による経済活動の停滞
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所によるBCP（業務継続計画）の策定や新耐震基準以前に建てられた事業所を優先的に耐震診断、耐震改修などの実施を促進する。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 農地の荒廃による被害を軽減させるため、担い手の育成・確保や、農業経営の活性化、農業基盤整備を着実に推進する。 特産品であるクレソンなどの風評被害等に対応するため、正確な情報発信のための体制強化を推進する。 富士五湖周辺市町村と連携し、富士山観光のブランド力強化を図り、風評被害等からの早期復興を図る。また、金融機関等と連携をしながら、観光産業の復興支援の検討を行う。 事業活動の再開に必要なライフラインの復旧については、ライフライン復旧事業者との連携強化を図る。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。
地域振興 【民間】 【産業振興課】 【ふるさと創生推進室】	<ul style="list-style-type: none"> 道の駅どうしを中心に施設整備を進めることで、農業、観光業などの活性化を図るとともに、道志村の魅力を県内外に発信するなど、集客力の強化を行う。 友好交流都市である横浜市を中心に、道志村の魅力の発信や各種交流事業を通じて、地域経済の活性化を行う。 道志森づくり事業を活用し、ボランティアによる間伐体験等を通じて、災害に強い森づくりを推進する。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
民間事業所のBCP（業務継続計画）の策定状況	0%	20%
荒廃農地の割合	61%	50%
林業体験事業の体験者数(H27)	1,636人	1,700人
体験学習への参加者数(H27)	2,127人	2,500人
観光入込客数(H27)	109万人	120万人
横浜市民ふるさと村(優待サービス)事業の利用者数(H27)	1,5万人	2,0万人

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1)	ライフライン（電気、石油、ガス）の供給機能の停止
施策分野	
行政機能 【国・県】 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄倉庫に発電機、蓄電池等の整備を行うとともに、公共施設に非常用電源装置の整備拡充を推進する。 燃料の確保については、県、燃料事業者と連携を図りながら、復旧活動に必要な燃料の優先供給に係る協定の締結を進める。また、防災備蓄倉庫に計画的に燃料の備蓄を進める。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧活動に必要な燃料の確保については、燃料事業者と災害時の燃料の優先供給に係る協定の締結を進めていく。また、地震により電気、石油、ガスが供給停止になった場合に備えて、ライフライン復旧事業者と復旧作業に係る連携の強化を図る。
国土保全・交通 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進するとともに、道路の応急復旧を迅速に行うために、国、県、建設事業者と連携の強化を図る。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
非常用電源装置の整備状況【再掲】	4施設	5施設
発電機の整備状況【再掲】	13台	16台
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況【再掲】	1件	1件
災害時のライフラインの応急復旧に係る協定の締結状況	0件	2件
災害時の燃料供給に係る協定の締結状況【再掲】	0件	2件

第4章 強靱化の推進方針

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 水道の応急復旧体制については、災害時の水道応急対応業務に関する協定に基づき、早期の復旧ができるように、水道事業者と連携の強化を図る。 水道施設の耐震化、非常用電源装置の整備及び水道管の更新を計画的に進めていく。 水道、浄化槽台帳の整理を行い、災害時の応急復旧が迅速に行える体制を整備する。 災害時の水の確保については、防災備蓄倉庫への飲料水・浄水器の整備拡充を行う。また、応急給水車の配備など、応急給水体制を整備する。 単独処理浄化槽から浄化槽（合併処理浄化槽）への転換を促進するとともに、避難所等における大量のし尿の処理についても、廃棄物運搬事業者と連携を行いながら、柔軟に対応できる体制を整える。
老朽化対策 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 水道管の敷設から20年以上経過する管もあるため、水道施設の耐震化と併せて、水道管の更新を計画的に進めていく。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
水道台帳、浄化槽台帳の整備状況	100%	-
浄水器の整備状況	0台	6台
浄化槽の整備状況	542基	573基
災害時の水道応急対応業務に係る協定の締結状況【再掲】	1件	1件
災害時の飲料水の運搬協力に係る協定の締結状況	1件	1件

目標6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-3)	主要な交通ネットワークが分断する事態
施策分野	
国土保全・交通 【国・県】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号野原・月夜野トンネルの建設促進に向けて、県と連携しながら事業を進めていくとともに、県道24号道坂トンネルの建設に向けた要望活動の促進を図る。 災害時には緊急輸送道路となる国道413号、県道24号の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を県と連携しながら推進する。 避難路として活用するために、村道、農道、林道の道路改良、橋梁の長寿命化、災害危険箇所への防災工事を計画的に実施する。 村が孤立した場合の災害救援物資等の受け入れに対応するために、ヘリコプター離着陸場の整備拡充を行う。
リスクコミュニケーション 【国・県】 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号の応急復旧について、国、県、建設事業者と連携を強化するとともに、交通障害が発生した箇所の情報収集体制を整備する。 災害時の公共交通の運行方法について、公共交通事業者と連携を図る。
老朽化対策 【国・県】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号、県道24号、村道、農道、林道の老朽化した道路、橋梁の点検及び耐震化を計画的に進めていく。
地域振興 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 国道413号野原・月夜野トンネルの建設を促進していくことで、京浜地域へのアクセスが良くなり、観光業の活性化を図る。 県道24号道坂トンネルの建設を促進していくことで、買い物・病院・仕事などの利便性の向上、台風の際にも村全体の孤立化の解消に繋げる。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
村道、農道、林道台帳の整備状況	100%	-
村道橋梁の耐震化の実施状況	8%	15%
ヘリコプター離着陸場の整備状況【再掲】	1カ所	3カ所
主要地方道都留道志線道坂トンネル建設期成同盟会の設置状況	1組織	-
災害時の公共土木施設の応急復旧に係る協定の締結状況【再掲】	1件	1件

第4章 強靱化の推進方針

目標7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1)	地震火災による住宅密集地の延焼拡大
施策分野	
行政機能 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、別荘地への消火栓、耐震性貯水槽等の消防水利の拡充を推進し、老朽化した防火水槽の改修、消火栓格納庫の維持管理を徹底する。 消防署、消防団の通信機器の高度化、緊急招集体制の整備を進め、初期消火活動を行う体制を強化する。 消防学校を活用し、消防団員の技術力の強化を図るとともに、消防団の新基準装備に基づく、消防資機材の拡充を図る。 消防団協力事業所、消防団応援の店などのサポート事業を促進し、消防団員の確保及び活動しやすい環境を整える。 自主防災組織の活動支援を行い、各種訓練を実施するなど、地域の防災力の強化を図る。
住宅・環境 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、民間事業所における出火防止対策を促進するとともに、消防団による火災警戒活動を充実化することで、火災予防意識の向上を図る。
教育・保育 【住民健康課】 【教育委員会】	<ul style="list-style-type: none"> 教育、保育施設における避難訓練の実施や防災教育を推進していく。また、火災警報器などの出火防止対策を行う。
リスクコミュニケーション 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> 消防水利の整備箇所の確認を消防署・消防団と連携して行う。また、自主防災組織の活動を活性化し、地域の防災力の向上を図る。 広報誌、防災訓練等を通じて、家庭における出火防止対策の促進に努め、地震火災などの二次災害の減少に努める。
老朽化対策 【総務課】 【ふるさと創生推進室】	<ul style="list-style-type: none"> 消防署、消防団と連携し、住宅地の消火栓・耐震性貯水槽等の消防水利の点検・維持管理を行う。また、耐震性貯水槽の整備を推進する。 老朽化した空き家の火災など、空き家の増加は災害の被害を拡大させる可能性が高いことから、空き家対策を推進する。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
消防庁舎の耐震化率(1施設)【再掲】	100%	-
条例定数に対する消防団員の充足率【再掲】	86%	90%
山梨県消防学校幹部研修の受講者数(年)【再掲】	0名	6名
防火水槽・耐震性貯水槽の整備状況【再掲】	66カ所	67カ所
耐震性貯水槽の整備状況【再掲】	37%	43%
消火栓の整備状況【再掲】	158カ所	160カ所

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
施策分野	
住宅・環境 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の処理については、大月都留広域事務組合に依存している現状があるため、受け入れが困難になった場合の対応方策について、協議を行う。また、代替施設の確保を進める。 村有地を中心に災害廃棄物の仮置き場を確保する。また、必要に応じて民有地を活用する必要があることから、候補地の検討を進める。
リスクコミュニケーション 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> 有害性、危険性のある災害廃棄物が発生した場合の発生源の調査及び適切な保管、処理方法について、早期の調査依頼体制を整えるとともに、仮置き場の利用方法について、建設事業者と情報共有を行う。

重要業績指標 (KPI)	H28	H33
災害廃棄物処理計画の策定状況	100%	-
災害廃棄物仮置き場の確保状況	1カ所	2カ所
災害廃棄物の処理に係る協定の締結状況	0件	1件



平成26年 大雪災害時の自衛隊による支援物資の輸送状況

第4章 強靱化の推進方針

目標8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-2)	復旧・復興を担う人材が絶対的に不足する事態
施策分野	
行政機能 【民間】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> • 応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士など復興に必要な人材の確保に向けた他市町村への要請体制の整備を行う。 • 災害ボランティアセンターの開設・運営体制について再整備を行い、ボランティアの調整が迅速に行えるようにする。
住宅・環境 【国・県】 【総務課】	<ul style="list-style-type: none"> • 被災者の早期の生活再建を支援するために、応急危険度判定・被災宅地危険度判定や罹災証明を発行するための体制の整備を行う。 • 応急仮設住宅の建設などを迅速に行うために、県との連携強化を図るとともに、建設候補地の選定、敷地の利用方法の整備を行う。
産業 【民間】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> • 被災した観光業、農業、製造業等への復興支援を行うために、商工会等と連携強化を図る。また、中長期的な担い手の育成支援を検討する。
国土保全・交通 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> • 円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査を推進する。
リスクコミュニケーション 【国・県】 【民間】 【総務課】 【産業振興課】	<ul style="list-style-type: none"> • 地域防災計画に基づく、防災訓練・教育を通じて、自主防災組織、教育・保育関係者、消防団などの各種団体の連携を促進し、地域のコミュニティ力と災害対応力の向上を図る。 • 復旧、復興には、国、県、建設事業者との連携が不可欠であることから、災害時の対応方法について事前協議するとともに、建設事業者のBCP（業務継続計画）の策定や、中長期的な担い手の確保に繋がる取り組みを推進する。

重要業績指標（KPI）	H28	H33
自主防災組織の設立状況【再掲】	1組織	10組織
防災訓練の参加者数（年）【再掲】	247名	300名
条例定数に対する消防団員の充足率【再掲】	86%	90%
応急仮設住宅の建設候補地の選定状況【再掲】	2カ所	2カ所
地籍調査（宅地・農地）に伴う登記状況	4%	10%
災害時の家屋状況調査に係る協定の締結状況【再掲】	1件	1件

2. プログラムの重点化

強靱化の取り組みを効果的かつ効率的に推進していくためには、施策の重点化を図りながら進める必要がある。

本計画では、第3章で脆弱性評価を行った20の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命保護、緊急性、本村の地域特性などの観点から、特に回避すべき10の「起きてはならない最悪の事態」を選定し、施策を推進する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(プログラム)	分野ごとの主な施策内容	
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1【重点化施策】 地震による建物等の倒壊で多数の死傷者の発生	① 公共施設、住宅の耐震化・室内安全対策の推進 ② 情報通信手段の高度化・多重化 ③ 道路・橋梁の改良、長寿命化の実施	
	1-2【重点化施策】 富士山火山噴火による多数の死傷者及び二次災害（健康被害、交通麻痺、農地・森林の荒廃）の発生	① 観光産業の活性化、農林業の基盤整備の推進 ② 情報通信手段の高度化、周辺市町村との連携強化 ③ 道路の改良、応急復旧体制の確立	
	1-3【重点化施策】 大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	① 土砂災害防止対策の推進 ② 早期の情報伝達体制の強化 ③ 土砂災害ハザードマップの周知、避難訓練の実施	
	1-4 豪雪による建物等の倒壊・雪崩で多数の死傷者の発生	① 防災備蓄倉庫の整備拡充、生活必需品の備蓄 ② 早期の情報伝達体制の強化 ③ 道路の除雪体制の強化	
	1-5【重点化施策】 情報伝達の不備や防災意識の低さによる避難行動の遅れで多数の死傷者の発生	① 情報通信手段の高度化・多重化 ② 各種災害対応マニュアルの整備 ③ 防災訓練の実施、自主防災組織の活性化	
	2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 食料・飲料水等、必要な物資供給の長期停止	① 防災備蓄倉庫の拡充、生活必需品の備蓄 ② 災害救援物資の提供に係る協定の締結 ③ 水道施設の耐震化、更新
		2-2【重点化施策】 多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生	① 情報通信手段の高度化・多重化 ② 早期の情報伝達体制の強化 ③ ヘリコプター離着陸場の整備拡充
2-3【重点化施策】 警察・消防等の被災等による救助活動等の絶対的不足		① 消防施設の防災機能強化、防災資機材の拡充 ② 消防団員の確保、活動支援の実施 ③ 消防署、消防団員の防災研修の受講促進	
2-4 多数の避難者・帰宅困難者への避難所・福祉避難所の供与や避難所での避難生活が困難となる事態		① 避難所開設・運営マニュアルの再整備 ② ライフラインの応急復旧体制の整備 ③ 指定避難所の防災機能強化、住民への周知	

第4章 強靱化の推進方針

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(プログラム)	分野ごとの主な施策内容
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(つづき)	2-5 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	① 医療・福祉施設の防災機能強化 ② 医薬品、医療活動用資機材の要請体制の確立 ③ 要援護者台帳の整理、災害対応マニュアルの整備
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大量発生	① 各種予防接種の促進 ② 衛生用品の備蓄 ③ 水道・浄化槽の応急復旧体制の整備
	3-1【重点化施策】 行政機関の職員・施設の被災による機能の大幅低下	① 役場庁舎の防災機能強化 ② 情報通信手段の高度化・多重化 ③ B C P (業務継続計画) の策定
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 情報通信の長期停止により災害情報が伝達不能な事態	① 情報通信手段の高度化・多重化 ② 公共施設への非常用電源装置の整備拡充
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1【重点化施策】 観光業・農業・製造業等の事業活動の停止及び風評被害等による経済活動の停滞	① 観光産業の活性化、農林業の基盤整備の推進 ② 道の駅どうしの防災機能強化 ③ 横浜市との友好交流事業の実施
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 ライフライン(電気、石油、ガス)の供給機能の停止	① ライフラインの応急復旧に係る協定の締結 ② 再生可能エネルギーの導入
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	① 水道施設の耐震化、水道管の更新 ② 応急給水体制の整備 ③ 浄化槽の整備
	6-3【重点化施策】 主要な交通ネットワークが分断する事態	① 主要地方道都留道志線道坂トンネルの建設促進 ② 道路・橋梁の改良、長寿命化の実施 ③ ヘリコプター離着陸場の整備
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1【重点化施策】 地震火災による住宅密集地の延焼拡大	① 消防水利、消防資機材の整備拡充 ② 消防団員の確保、活動支援の実施 ③ 出火防止対策の推進
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 災害廃棄物の一時仮置き場の確保 ② 災害廃棄物処理場の確保
	8-2 復旧・復興を担う人材が絶対的に不足する事態	① 災害ボランティアセンターの体制整備 ② 防災訓練の実施、自主防災組織の活性化

第5章 資料編

1. 道志村国土強靱化地域計画策定までの経過 …………… 68
2. 道志村国土強靱化地域計画策定委員会設置要綱…………… 69
3. 道志村国土強靱化地域計画策定委員会名簿…………… 71
4. 道志村国土強靱化地域計画庁内検討委員会…………… 71



道志小中学校【小中一体型校舎】

1. 道志村国土強靱化地域計画策定までの経過

日時	事項
平成 28 年 10 月 4 日 15:00~16:00	第 1 回道志村国土強靱化地域計画庁内検討委員会 (1) 国土強靱化基本計画について (2) 道志村国土強靱化地域計画について
平成 28 年 10 月 12 日 13:00~16:00	道志村国土強靱化地域計画に係る職員説明会 (1) 国土強靱化基本計画について (2) 道志村国土強靱化地域計画について (3) 脆弱性の評価・分析について
平成 28 年 10 月 17 日 19:00~21:00	第 1 回道志村国土強靱化地域計画策定委員会 (1) 道志村国土強靱化地域計画策定委員の委嘱 (2) 国土強靱化基本計画について (3) 道志村国土強靱化地域計画について ① 基本目標、基本方針の設定 ② 事前に備えるべき目標の設定 ③ 起きてはならない最悪の事態、施策分野の設定
平成 28 年 11 月 7 日 ↳ 平成 28 年 11 月 10 日	平成 28 年度「住民とかたる会」 (1) 国土強靱化基本計画について (2) 道志村国土強靱化地域計画について
平成 29 年 1 月 23 日 16:00~17:00	第 2 回道志村国土強靱化地域計画庁内検討委員会 (1) 脆弱性の評価結果、施策の推進方針について
平成 29 年 2 月 6 日 19:00~21:00	第 2 回道志村国土強靱化地域計画策定委員会 (1) 脆弱性の評価結果、施策の推進方針について
平成 29 年 2 月 17 日 9:00~10:00	第 3 回道志村国土強靱化地域計画庁内検討委員会 (1) 重要業績指標に係る目標値の設定について (2) 起きてはならない最悪の事態(プログラム)の重点化
平成 29 年 3 月 2 日 19:00~21:00	第 3 回道志村国土強靱化地域計画策定委員会 (1) 重要業績指標に係る目標値の設定について (2) 起きてはならない最悪の事態(プログラム)の重点化
平成 29 年 3 月 7 日 ↳ 平成 29 年 3 月 17 日	道志村国土強靱化地域計画 パブリックコメントの募集 (0 件)
平成 29 年 3 月 21 日 ↳ 平成 29 年 3 月 28 日	第 4 回道志村国土強靱化地域計画策定委員会 (1) 道志村国土強靱化地域計画について(素案) 書面協議
平成 29 年 3 月 31 日	道志村国土強靱化地域計画 策定

2. 道志村国土強靱化地域計画策定委員会設置要綱

道志村国土強靱化地域計画策定委員会設置要綱

平成28年9月1日

道志村訓令第21号

(設置)

第1条 本村における地域の強靱化に関する基本的な方針として、道志村国土強靱化地域計画(以下「計画」という。)を策定するため、道志村国土強靱化地域計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る資料の収集及び調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 村民を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、村長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員は、前任の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、専門事項について特に必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資料の提出等)

第9条 委員会は、必要に応じ、村に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後、最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、村長が招集する。

3. 道志村国土強靱化地域計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属
委員長	出羽 和平	道志村村議会 議長
副委員長	佐藤 和彦	道志村村議会 建設委員長
委員	長田 和夫	道志村教育委員会 教育長
委員	渡辺 長和	道志村消防委員
委員	北浦 晋	道志村消防団 団長
委員	佐藤 文泰	道志中学校 校長
委員	名取 広行	道志小学校 校長
委員	加藤 美和	都留市消防署道志出張所 所長
委員	伊奈 学	大月警察署道志駐在所
委員	山口 晃司	総務課長
委員	山口 亮	住民健康課長
委員	佐藤 万寿人	産業振興課長
委員	山口 幹夫	教育課長
委員	諏訪本 栄	ふるさと創生推進室長
委員	佐藤 太清	議会事務局長

4. 道志村国土強靱化地域計画庁内検討委員会名簿

所属	氏名
総務課	佐藤 好起
住民健康課	山口 俊一
住民健康課	山口 かおり
産業振興課	佐藤 勇樹
産業振興課	菅谷 克士
ふるさと創生推進室	諏訪本 英樹
教育委員会	谷 直樹
事務局	山口 晃司
事務局	山口 登美
事務局	山口 拓也

道志村国土強靱化地域計画

発 行 道志村
編集・企画 道志村役場 総務課 総務行政係
〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1
T E L 0554-52-2111(代表)
F A X 0554-52-2572
発 行 日 平成 29 年 3 月